

# 宗議会議員選挙条例

（1991年6月29日条例公示第4号）

- 改正
- ①1993年6月21日条例公示6
  - ②1997年6月13日条例公示3
  - ③2000年6月27日条例公示1
  - ④2004年6月28日条例公示2
  - ⑤2005年6月28日条例公示2
  - ⑥2006年6月28日条例公示1
  - ⑦2007年6月28日条例公示2
  - ⑧2008年6月27日条例公示1
  - ⑨2009年6月29日条例公示1
  - ⑩2013年6月28日条例公示1
  - ⑪2016年6月24日条例公示3
  - ⑫2017年6月28日条例公示2
  - ⑬2018年6月25日条例公示1
  - ⑭2018年6月25日条例公示3
  - ⑮2020年6月25日条例公示1
  - ⑯2021年6月30日条例公示1
  - ⑰2021年6月30日条例公示2
  - ⑱2022年6月28日条例公示1
  - ⑲2023年6月30日条例公示1

（第四編）宗議会議員選挙条例

## 第1章 選挙資格及び被選挙資格

（選挙資格）

第1条 教師は、選挙資格を有する。

（被選挙資格）

第2条 選挙資格を有する年齢25歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙資格を有する。

- (1) 住職及び教会主管者
- (2) 自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者の代務者
- (3) 自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の同意を得た教師

2 前項第3号の同意は、選挙発令の都度得るものとする。

3 前項の同意は、取り消すことができない。

4 第2項の同意は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に異動があっても、失効しない。

5 住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者は、第1項第3号に定める同意ができないときは、そのことを証する書類を作成し、当該寺院又は教会の代表役員以外の責任役員（被選挙資格を得ようとする本人を除く。）及び総代全員の署名押印を得、本人へ提示しなければならない。ただし、非法人教会にあっては、総代全員の署名押印とする。

（中央選挙管理委員会への不服審査請求）

第2条の2 前条第1項第3号の同意が得られな

いことに対して不服のある者は、選挙の期日から数えて前13日までに、文書をもって選挙区の選挙管理会を経由して、中央選挙管理委員会に審査の請求をすることができる。この場合、審査の請求は、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者から同意を得られない本人に限る。

2 前項により審査の請求をするときは、前条第5項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、書類の提示がない場合は、審査請求書にその旨を明記するものとする。

（請求の判定）

第2条の3 前条による請求があったときは、中央選挙管理委員会は、選挙の期日から数えて前10日までに判定しなければならない。

2 前項の判定の結果は、当該選挙区の選挙管理会を経由して、申立人及び申立人が所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者に通知するものとする。

（選挙資格を有しない者）

第3条 次の各号に掲げる者は、選挙資格を有しない。

(1) 謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者

(2) 本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（被選挙資格を有しない者）

第4条 次の各号に掲げる者は、被選挙資格を有しない。

(1) 住職代務者又は教会主管者代務者を置いている寺院又は教会の住職又は教会主管者

(2) 宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

(3) 選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退いた日から、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までに1年を経過しない者

(4) 選出教区会議員、組長、副組長及び査察委員であった者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

(5) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、

（第四編）宗議会議員選挙条例

選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員であつた者で、第37条に定める立候補の届出期間が始まる日の前の日までにその職を退いていない者

## 第2章 選挙に関する区域

(選挙区)

**第5条** 選挙は、それぞれ各選挙区において行う。

2 選挙区の名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表第1で定める。

(投票区)

**第6条** 選挙区に、一箇又は数箇の投票区を設ける。

2 投票区の名称、区域及び第56条に定める投票所を設置する地域は、別表第2で定める。ただし、別表第2で定める投票所を設置する地域に投票所を設置することができない場合、投票管理者は、選挙区の選挙管理会の許可を得て、別の地域に設置することができる。

3 選挙区の選挙管理会は、前項ただし書により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に通知するとともに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(投票に関する区域)

**第6条の2** 選挙の投票は、僧籍のある寺院又は教会が所在する選挙区においてこれを行う。

## 第3章 中央選挙管理委員会及び選挙管理会 (中央選挙管理委員会)

**第7条** 宗務所に中央選挙管理委員会を置く。

2 中央選挙管理委員会は、5人の選挙管理委員で組織する。

3 中央選挙管理委員会は、この条例の定めるところにより、選挙に関する全般の事務並びに判定及び決定を行う他、この条例の適正な運用と選挙人及び被選挙人に対する公正な選挙の啓発を図るため、内局に意見を具申することができる。

(委員及び補充員の選定)

**第7条の2** 中央選挙管理委員会の委員及び2人の補充員は、参与会の同意を得て、宗務総長が委嘱する。

2 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、組長、副組長、査察委員及び選挙事務に従事する宗務役員並びに審問院の宗務役員の役職にある者は、中央選挙管理委員会の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

**第7条の3** 中央選挙管理委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、中央選挙管理委員会を代表し、その

議長となる。

3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

**第7条の4** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職)

**第7条の5** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員は、第7条の2第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができずと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他中央選挙管理委員会の委員たるに適しない非行があつたと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に提訴することができる。

3 前項による提訴をしたときは、審問院の判定があるまでは、その地位を失わない。ただし、その職務を執行することはできない。

(辞職)

**第7条の6** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員がその職を辞するときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(委員の欠員)

**第7条の7** 中央選挙管理委員会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからこれを補欠しなければならない。

(会議)

**第7条の8** 中央選挙管理委員会は、会長が招集する。

2 中央選挙管理委員会は、会長及び委員3人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 中央選挙管理委員会の議事は、会長を除く委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

**第7条の9** 中央選挙管理委員会の事務は、中央選挙管理委員会事務局が行う。

(選挙管理会)

**第8条** 各選挙区に選挙管理会を置く。

2 各選挙区の選挙管理会は、4人の選挙管理委員と選挙管理事務長で組織する。

3 選挙管理会は、この条例の定めるところにより、その当該選挙区の選挙に関する事務を行う。

(選挙管理会の委員及び補充員の選定)

**第9条** 選挙管理会の委員及び3人の補充員は、当該選挙区において選挙資格を有する者のうちから、教区会参事会（教区会参事会を設置しない教区においては教区会とする。以下同じ。）の同意を得て、教務所長が委嘱する。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、宗議会議員、選出教区会議員、査察委員、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者は、選挙管理会の委員及びその補充員になることができない。

(会長)

**第10条** 選挙管理会に選挙管理会長（以下「会長」という。）を置き、選挙管理会の委員が互選する。

2 会長は、選挙管理会を代表し、その議長となる。  
3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指名した選挙管理会の委員がその職務を代理する。

(選挙管理事務長)

**第11条** 選挙管理事務長は、当該教区の教務所長をこれに充てる。ただし、宗務総長が特別の必要があると認めるときは、当該教区の教務所長以外の宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずるものとする。

2 選挙管理事務長は、選挙に関する一切の事務をつかさどる。  
3 選挙管理事務長が欠けたとき又は事故があるときは、宗務総長は、宗務役員のうちから選挙管理事務長を命ずる。

(任期)

**第12条** 選挙管理会の委員及びその補充員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(失職)

**第13条** 選挙管理会の委員及びその補充員は、選挙資格を失ったとき及び第9条第2項に定める役職に就いたときは、委員の職を失う。

2 選挙管理会の委員及びその補充員は、他の委員の合議により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定され、又は職務上の義務に違反し、その他選挙管理会の委員たるに適しない非行があったと決定されたときは、退任する。この場合、決定に不服のあるときは、決定の日から20日以内に審問院に提訴することができる。

3 前項による提訴をしたときは、審問院の判定があるまでは、その地位を失わない。ただし、

その職務を執行することはできない。

(辞職)

**第14条** 選挙管理会の委員及びその補充員がその職を辞するときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(委員の欠員)

**第15条** 選挙管理会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからこれを補欠しなければならない。

2 選挙管理事務長は、選挙管理会の委員及びその補充員が決定したとき及び異動があったときは、これを告示し併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(会議)

**第16条** 選挙管理会は、会長が招集する。

2 選挙管理会は、会長と2人以上の委員及び選挙管理事務長が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選挙管理会の委員は、他の委員の合議により、議事に参与することが適当でないと決定された事案については、その議事に参与することができない。ただし、選挙管理会の同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

(表決)

**第17条** 選挙管理会の議事は、会長を除く委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 選挙管理事務長は、選挙管理会の決定について法規上の疑義があると認めるときは、中央選挙管理委員会の解釈を求めることができる。

(事務)

**第18条** 選挙管理会の庶務は、教務所が行う。

#### 第4章 有権者名簿

(有権者名簿の作成)

**第19条** 中央選挙管理委員会は、毎年7月1日を基準日として、選挙区ごとに有権者名簿を作成する。

2 有権者名簿には、選挙資格を有する者（以下「有権者」という。）の氏名、生年月日、所属寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

(有権者名簿の縦覧)

**第19条の2** 中央選挙管理委員会は、前条により作成した有権者名簿の謄本を各選挙区の選挙管理会に送付して、7月15日から8月20日までの間、教務所において、これを縦覧させなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、第30条による総選挙が行われる年に、寺院又は教会ごとの有権者明細書を作成し、これを寺院又は教会に送達す

るものとする。

(中央選挙管理委員会への異議の申立)

**第19条の3** 有権者が有権者名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって選挙区の選挙管理会を經由して、中央選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

(申立に対する決定)

**第19の4** 中央選挙管理委員会は、前条の申立が正当であると決定したときは、直ちに有権者名簿を訂正し、その旨を申立人及び本人にすみやかに選挙区の選挙管理会を經由して通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、有権者名簿の謄本の訂正を求めるものとする。

2 中央選挙管理委員会は、前条の申立が正当でないと決定したときは、選挙区の選挙管理会を經由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第20条** 前条の規定による決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受け取った日から数えて10日以内に中央選挙管理委員会を相手として、選挙区の選挙管理会を經由して審問院に異議の申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

(有権者名簿の訂正)

**第20条の2** 中央選挙管理委員会は、審問院の裁決により有権者名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を当該選挙区の選挙管理会を經由して申立人及び本人に通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、有権者名簿の謄本の訂正を求めなければならない。

(有権者名簿の閲覧)

**第21条** 中央選挙管理委員会は、第19条の2第1項に定める有権者名簿の縦覧期間が終わった後に、特定の者が有権者であるかどうかの確認のために有権者名簿の閲覧を求める者がいるときは、選挙区の選挙管理会をして教務所において有権者名簿の謄本を、閲覧させなければならない。

(有権者名簿の再作成)

**第22条** 中央選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に有権者名簿及び有権者名簿の謄本を作成しなければならない。

## 第5章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成及び縦覧)

**第23条** 中央選挙管理委員会は、第30条、第31条、第33条及び第34条第1項第3号から第5号までによる選挙が行われる場合、選挙の期日から数えて前26日を基準日として当該選挙のための選挙人名簿(以下「名簿」という。)を組ごとに作成しなければならない。名簿に記載された者を選挙人という。

2 名簿には、選挙人の氏名、生年月日、所属寺院・教会の名称及び所在地を記載する。

3 中央選挙管理委員会は、第1項によって作成した名簿の謄本を、各選挙区の選挙管理会に送付して、選挙の期日から数えて前22日から4日間、教務所において、これを縦覧させなければならない。

(中央選挙管理委員会への異議の申立)

**第23条の2** 選挙人が名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、文書をもって選挙区の選挙管理会を經由して、中央選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、名簿縦覧期間内に行わなければならない。

(申立に対する決定)

**第23条の3** 中央選挙管理委員会は、前条の申立に対し、その申立が正当であるかないかを選挙の期日から数えて前16日までに決定しなければならない。

2 申立を正当であると決定したときは、直ちに名簿を訂正しなければならない。申立を正当でないと決定したときは、選挙区の選挙管理会を經由して、その旨を申立人に通知しなければならない。

3 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会を經由して、その旨を申立人及び本人にすみやかに通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、名簿の謄本の訂正を求め、併せてこれを告示させなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第24条** 前条の規定による決定に不服のある申立人は、その決定の通知を受けとった日から数えて5日以内に中央選挙管理委員会を相手として、選挙区の選挙管理会を経て審問院に異議の申立をすることができる。

2 審問院は、前項の異議申立書を受理したときは、すみやかにその裁決をしなければならない。

3 審問院の裁決については、不服の申立をすることができない。

(名簿の削除)

**第25条** 中央選挙管理委員会は、名簿作成の基準日の翌日以後に選挙人の死亡又は帰俗等による僧籍削除を確認したときは、名簿からこれを削除しなければならない。ただし、第74条の規定による不在者投票をした者及び第79条から第82条までの規定による郵便投票であって第85条第1項に規定する郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

2 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会に対して名簿の謄本から削除させなければならない。  
(名簿の補正)

**第26条** 中央選挙管理委員会は、名簿作成の基準日の翌日以後に、次の各号に掲げる変更又は移転があったときは、名簿を補正しなければならない。

- (1) 選挙人が氏名を変更したとき
- (2) 選挙人が同組内において所属する寺院・教会を移転したとき
- (3) 寺院・教会が名称を変更したとき
- (4) 寺院・教会の所在地名に変更があったとき
- (5) 寺院・教会が同組内において所在地を変更したとき

2 中央選挙管理委員会は、前項により名簿に異動を生じたときは、当該選挙区の選挙管理会に対して名簿の謄本を補正させなければならない。  
(名簿の訂正)

**第27条** 中央選挙管理委員会は、審問院の裁決により名簿を訂正しなければならないときは、これを訂正し、その旨を当該選挙区の選挙管理会を経由して申立人及び本人に通知するとともに、当該選挙区の選挙管理会に通達して、名簿の謄本の訂正を求め、告示させなければならない。  
(名簿の閲覧)

**第28条** 中央選挙管理委員会は、第23条に定める名簿の縦覧期間が終った後に、特定の者が選挙人であるかどうかの確認のために名簿の閲覧を求める者があるときは、選挙区の選挙管理会をして教務所において名簿の謄本を、閲覧させなければならない。

(名簿の情報の提供)

**第28条の2** 中央選挙管理委員会は、第37条に規定する手続きを経て議員候補者となった者が、自らの選挙運動のために名簿の情報の提供を求めたときは、当該選挙運動以外に使用しないことを誓約させたうえで、選挙区の選挙管理会をして必要な名簿の情報を提供することができる。

(名簿の再作成)

**第29条** 中央選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故により必要があるときは、更に名簿及び名簿の謄本を作成しなければならない。

## 第6章 選挙

(総選挙)

**第30条** 総選挙は、議員の任期満了の日の翌日が月曜日以外である場合は直前の月曜日に、月曜日である場合はその日に、これを行う。ただし、特別の事情があるときは、任期満了の日から前後6日以内に行うことができる。

2 宗議会の開会中に任期満了する場合の総選挙は、宗議会閉会の日から35日以後40日以内に行うことができる。

(解散による総選挙)

**第31条** 宗議会が解散された場合の総選挙は、前条の規定にかかわらず解散の日から35日以後40日以内に行わなければならない。

(欠員の補充)

**第32条** 総選挙の日から1年以内に議員に欠員ができたときは、選挙を行わないで直ちに選挙区の選挙管理会を開いて、第104条第2項の規定による得票者であって当選人とならなかった者のうちから、得票の順位によって、これを補充するものとする。

(補欠選挙)

**第33条** 前条の規定によって、議員の欠員を補充することができないとき又は総選挙の日から1年を超えた後に欠員ができたときは、欠員のできた日から60日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の真宗大谷派宗憲第26条第1項による宗議会が終わった後は、欠員15人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

(再選挙)

**第34条** 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、更に選挙を行う。ただし、第32条の規定により当選人を定めることができるときは、この限りでない。

- (1) 議員候補者の数がその選挙区の議員の定数に満たないとき
- (2) 当選人のないとき又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないとき
- (3) 当選人が被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき
- (4) 選挙の効力に関する異議の裁決又は判定の結果選挙無効となったとき
- (5) 当選の効力に関する異議の判定の結果当選無効となったとき

2 第113条及び第114条の規定による異議申立の期間中は、前項の規定による選挙を行う

ことができない。その申立の繫属中もまた同様である。ただし、当選人の死亡による再選挙は、この限りでない。

- 3 第1項の規定によって選挙を行う場合、その事由が、第1項第1号、第2号前段及び第4号のいずれかに該当するときは、その選挙で選出する議員の定数について、第2号後段、第3号及び第5号のいずれかに該当するときは、そのために欠けた数について、それぞれ行うものとする。

(選挙不能の処置)

**第35条** 災害その他避けられない事故によって選挙を行うことができないときは、当該選挙区の選挙管理会は、その旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。この場合には改めて選挙を行う。

(選挙の期日の発令及び告示)

**第36条** 選挙の期日は、第111条第4項の場合を除き、宗務総長がこれを定め、少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、発令の日から数えて2日以内に選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議の申立期間、立候補の届出期間及び選挙運動の期間を告示させなければならない。

- 2 第30条第2項、第31条、第33条及び第34条の規定による選挙の期日の発令は、その選挙を行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも7日を経るものとする。

### 第7章 議員候補者

(立候補)

**第37条** 被選挙資格を有する者で議員候補者(以下「候補者」という。)になろうとする者は、選挙の期日から数えて前15日から3日以内に、その旨を選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

- 2 前項による立候補の届出期間の立候補受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- 3 第2条第1項第3号に該当する者が候補者になろうとする場合の届出は、自らが所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者の被選挙資格同意書を添付しなければならない。
- 4 選挙人が被選挙資格を有する他人を候補者にしようとするときは、第1項及び第2項に定める期間内に、本人の承諾書を添えて、その推薦届をすることができる。推薦届をする者は、その選挙区の者に限る。ただし、第2条第1項第3号に該当する者を候補者にしようとする

ときは、被選挙資格同意書を添付しなければならない。

- 5 前項の推薦届出人になった者は、その選挙で候補者になることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡した場合は、この限りでない。
- 6 立候補の届出の締切の日時に至って、候補者がその選挙区の議員の定数に満たないとき又は満たなくなったときは、定数に達するまで立候補の届出又は推薦届出をすることができる。ただし、その届出は、選挙の期日の前日までに限る。

**第37条の2** 第2条の2による不服審査請求が、中央選挙管理委員会で受理されたときは、前条第1項及び第4項に規定する議員候補者になることができる。ただし、中央選挙管理委員会の判定により、その請求が棄却されたときは、その資格を失う。

(候補辞退)

**第38条** 候補者を辞しようとするときは、選挙の期日から数えて前10日までに、選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。ただし、推薦による候補者は、推薦届出人の同意書を添付しなければならない。

- 2 候補者は、前項に定める期日を過ぎた後は、辞退することができない。

(候補者の告示)

**第39条** 選挙区の選挙管理会は、立候補の届出の都度、直ちに告示しなければならない。

- 2 選挙区の選挙管理会は、候補辞退の届出のあったとき又は候補者が被選挙資格を失い若しくは死亡したことを知ったときは、その都度直ちに告示しなければならない。
- 3 選挙区の選挙管理会は、前2項の告示を行ったときは、直ちに投票管理者にその旨を通知しなければならない。

(供託金)

**第40条** 候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者1人につき現金で30万円を選挙区の選挙管理会に供託しなければならない。

- 2 供託金は、異議申立の繫属中のものでない限り、選挙の期日から数えて21日以後に返還する。
- 3 候補者が辞退したとき及び候補者の得票数が第104条第2項に定める数に達しないときは、供託金は、本派に帰属する。ただし、候補者が死亡又は被選挙資格を失った場合若しくは第37条の2ただし書により候補者の資格を失った場合はこの限りでない。

### 第8章 選挙運動

(運動の期間)

**第41条** 選挙運動は、第37条の届出をした後

から、選挙の期日から数えて前5日まででなければすることができない。

(選挙運動者)

**第42条** 選挙運動は、候補者、推薦届出人、選挙事務長（以下「事務長」という。）及び選挙運動員（以下「運動員」という。）でなければすることができない。

(事務長)

**第43条** 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の有権者のうちから、事務長1人を置くことができる。ただし、自ら事務長となることを妨げない。

2 候補者又は推薦届出人は、事務長の氏名及び置いた期日を連署して遅滞なく選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。その異動のあったときもまた同様である。

(選挙事務所)

**第44条** 候補者又は推薦届出人は、選挙事務所を設けたときは、設置の期日及び所在地を、直ちに選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。その異動のあったときもまた同様である。

2 選挙事務所は、1投票区に1カ所を超えてはならない。

(運動員)

**第45条** 候補者又は推薦届出人は、その選挙区の有権者のうちから運動員を置くことができる。

2 運動員の数は、立候補の届出が第37条第1項による場合は5人、同条第4項による場合は4人を、それぞれ超えてはならない。

3 候補者又は推薦届出人は、運動員を置いたときは、その氏名及び期日を本人の承諾書を添えて遅滞なく選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。その異動のあったときもまた同様である。

(事務長・運動員の転属禁止)

**第46条** 事務長及び運動員はその選挙で他の候補者の事務長及び運動員になることができない。事務長及び運動員を退いた後もまた同様である。

(役職にある者の運動禁止)

**第47条** 次の各号に掲げる者は、選挙運動をすることができない。

(1) 候補者である宗務総長及び参務であって、自らのための選挙運動をする者を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

(2) 組長、副組長及び査察委員

(3) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

2 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた

役職にある者は、その地位を利用して、これらの役職にある者に対し、選挙運動をし又はさせてはならない。

(禁止行為)

**第48条** 何人も、選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、若しくはさせてはならない。

(1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し、若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をすること

(2) 第42条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、第1号にいう目的と同じ目的で、郵便、電報、その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示すること

(3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をすること

(4) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害すること

(5) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること

(6) 第1号にいう目的と同じ目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け並びにこれらを約束、申込又は承諾すること

(7) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をすること

(8) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し又は当選を辞させる目的で、当選人に対し及びこれらの目的でそれぞれの所属する寺院、教会に対し前2号の行為をすること

(9) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院、教会に対し金品を贈与すること

(10) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせること

(11) 選挙人に、投票のために便宜を供与すること

(12) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をすること及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害すること

(選挙公報)

**第49条** 選挙区の選挙管理会は、別に定める様

式により選挙公報を調製し、選挙の期日から数えて前8日までに選挙人に配布しなければならない。

2 選挙公報には、次の各号について候補者に原稿の提出を求めて掲載するものとする。

- (1) 議員候補者の氏名
- (2) 議員候補者の所属の寺院・教会の名称及び所在地
- (3) 議員候補者の被選挙資格の区分
- (4) 立候補の趣意（候補者の経歴等を含み、1千字以内とする。）

3 候補者は、前項の原稿を選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に提出しなければならない。

4 選挙区の選挙管理会は、郵便投票を行う者の便に供するため、選挙公報を最善の方途をもって、送達することができる。

(立会演説会)

**第50条** 選挙区の選挙管理会は、候補者の数が選挙区の議員の定数を超過している場合であつて、複数の候補者又は推薦届出人の要請があつたときは、第48条第3号の規定にかかわらず、1選挙区に5回以内に限り、立会演説会を開くことができる。

2 立会演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第42条に定める者のうちで、代理させることができる。

(個人演説会)

**第50条の2** 候補者又は推薦届出人は、第48条第3号の規定にかかわらず、第37条の届出をした後から、選挙の期日から数えて前5日までに選挙区の選挙管理会に届け出て、5回以内に限り、個人演説会を開くことができる。

2 個人演説会では、候補者が演説するものとする。ただし、第42条に定める者のうちで、代理させることができる。

(運動の取締)

**第51条** 選挙区の選挙管理会は、事務長及び運動員の資格並びに事務所及び運動員の数について違反があると認めるときは、候補者又は推薦届出人にその解任又は閉鎖を命じなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙運動の規定に違反する者を認めるときは、直ちにこれを停止しなければならない。

### 第9章 投票及び投票管理者

(選挙の方法)

**第52条** 選挙は、投票によって行う。

2 投票は1人1票に限る。

3 投票は、選挙人が選挙の期日に投票所に行き、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して投票函に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(代理投票)

**第52条の2** 身体の故障により、自ら当該選挙の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、前条第3項の規定にかかわらず、投票管理者の許可を得て代理投票をすることができる。

2 前項の場合においては、投票管理者は、投票立会人の中から当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者1人の氏名を記載させ、他の1人をこれに立会わせなければならない。

3 前2項の規定は、第74条に規定する不在者投票においてもこれを適用する。この場合、「投票管理者」とあるのは「選挙管理事務長」と読み替え、「投票立会人」とあるのは「会長、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員のうち2人」とする。

(秘密保持)

**第53条** 選挙人は、何人に対してもその投票をした被選挙人の氏名を述べる義務を有しない。

2 前条の規定により、代理投票に関与した者は、この投票により知り得た被選挙人の氏名を何人に対しても口外し、若しくは公表してはならない。

**第54条** 削除

(投票管理者)

**第55条** 選挙区の選挙管理会は、投票区に投票管理者を置き、投票に関する事務を担当させなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前11日までに、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定しなければならない。ただし、特段の事情によって、その投票区の組長及び副組長のうちから投票管理者を指定できない場合は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、投票管理者を指定することができる。

3 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員は、投票管理者になることができない。

4 選挙区の選挙管理会は、投票管理者に事故があるときは、直ちに第2項に準じて代理人を指定しなければならない。

(投票所)

**第56条** 投票管理者は、選挙の期日から数えて



前9日までに投票所を定め、投票区内の選挙人に通知するとともに選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

- 2 選挙区が1つの投票区である場合の投票所は、教務所に設ける。
- 3 災害その他避けられない事故により投票所の変更を要するときは、投票管理者は、投票所を指定し、適切な方法ですみやかにこれを選挙人に通知し併せて選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

(投票立会人)

**第57条** 投票管理者は、その投票区内の選挙運動に関係のない選挙人のうちから、2人以上4人以内の投票立会人を定めて、選挙の期日から数えて前6日までに、本人に通知し併せて選挙区の選挙管理会に届け出なければならない。

- 2 投票立会人が欠けたときは、投票管理者は、直ちに前項に準じてこれを補充しなければならない。
- 3 投票立会人は、正当の理由なくして辞することができない。

4 第55条第3項の規定は、投票立会人についても準用する。

(投票所の開閉)

**第58条** 投票所は、午前7時に開き、午後7時に閉じる。ただし、投票管理者は、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合に限り、選挙区の選挙管理会の許可を得て、予め投票所の開所時刻を1時間繰り下げ又は閉所時刻を1時間繰り上げて設定することができる。

- 2 投票管理者は、投票立会人2人以上の立会がなければ投票を開始し又は投票所を開いておくことができない。
- 3 投票管理者は、投票の当日、投票所の開かれていなければならない時刻において投票立会人が定数に満たないときは、直ちに前条第1項の規定に準じてこれを補充しなければならない。
- 4 第1項ただし書によって、投票所の開所時刻又は閉所時刻を変更する場合、第56条に定める投票所指定の通知に併せて投票区内の選挙人に周知しなければならない。

(投票の手續)

**第59条** 投票用紙は、投票所において、名簿の謄本の写し(以下「投票用名簿」という。)の対照を経て、選挙人1人について1枚に限り、交付する。

(投票不能者)

**第60条** 次の各号に掲げる者は、投票をするこ

とができない。

- (1) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有しない者
- (2) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有していた者であっても、選挙の期日の当日(第74条の規定による不在者投票をした者については投票の当日、及び第79条から第82条までの規定による郵便投票をした者については第85条第1項に規定する郵便投票受付簿へ記載された日。)選挙資格を有しない者

(3) 名簿に記載されていても、その者が記載されることを得ない者

2 投票管理者は、投票用名簿に記載されていない者であっても、次の各号に該当する者があるときは、投票をさせなければならない。

(1) 名簿に記載されるべき旨の裁決書を提示したとき

(2) 第23条に定める名簿作成の基準日において選挙資格を有し、かつ選挙の期日においても選挙資格を有すると申し立て、それが正当であると選挙区の選挙管理会が認めるとき

(宣言投票)

**第61条** 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人であることを宣言させなければならない。宣言をしなかった者は、投票をすることができない。

(投票の拒否)

**第62条** 投票管理者は、前条の宣言がなされてもなお本人と確認し難いときは、投票立会人の意見を聞いて、投票を拒否することができる。投票立会人が異議を有する選挙人の投票についてもまた同様である。

(仮投票)

**第63条** 投票管理者は、第60条第2項及び前条の規定による決定に不服がある者がある場合は、投票申立書を提出させ、仮に投票をさせなければならない。

2 投票管理者は、前項によって提出された投票申立書の内容を、直ちに選挙区の選挙管理会に通報しなければならない。

3 第1項の投票は、選挙人がこれを封筒に入れて封緘し、自らその氏名を表面に記載して投票函に入れなければならない。

(退場者の投票)

**第64条** 第67条の規定により投票所外に退去せしめられた者は、最後になって投票することができる。ただし、投票管理者が再び投票所の

秩序を乱す虞がないと認めたときは、この限りでない。

(移動者の投票)

**第65条** 第23条に定める名簿作成の基準日の翌日以後に、選挙人が、所属する寺院・教会を他の組、他の教区へ移転した場合、選挙人は、名簿作成の基準日現在によって投票しなければならない。

(投票所出入者)

**第66条** 選挙人、投票管理者、投票立会人及び投票所の事務に従事する者でなければ投票所に入ることができない。

2 選挙人は、投票を終わったときは、直ちに投票所から退出しなければならない。

(投票所の秩序)

**第67条** 投票所において、演説討論をし若しくは喧嘩にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは、投票所外に退去せしめることができる。

(投票終了)

**第68条** 投票管理者は、投票所を閉じる時刻になったときは、その旨を告げて投票所の入口を閉じ、投票所にある選挙人の投票の終わるをまって、投票函を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票函を閉鎖した後は、投票をすることができない。

(投票函の送致)

**第69条** 投票管理者は、前条第1項の処置を終わったときは、投票函を別に定める方法により、開票の時刻までに選挙区の選挙管理会に送致しなければならない。この場合において、送致するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(投票録)

**第70条** 投票管理者は、投票の日に投票録を作成し、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに署名押印しなければならない。

(投票録等の送致)

**第71条** 投票管理者は、投票録、残余の投票用紙、投票函の鍵及び投票用名簿を封筒に入れ、投票所の閉所時点に立ち会っている投票立会人とともに封緘押印し、別に定める方法により、開票の時刻までに選挙区の選挙管理会に送致しなければならない。この場合において、送致するまでの間の保管及び管理は、投票管理者がこれを行う。

(送致の遅延)

**第72条** 災害その他避けることができない事故のため、投票函並びに投票録等を入れた封筒を遅滞なく発送することができないときは、投票管理者は、すみやかに送致するための適切な処置をとらなければならない。

(投票函及び投票録等の保管)

**第73条** 選挙区の選挙管理会は、到達した投票函及び投票録等を入れた封筒を、包装封緘のまま開票の日まで厳重に保管しなければならない。

(不在者投票)

**第74条** 選挙人は、選挙の当日投票所に行くことができないときは、選挙の期日から数えて前4日から選挙の期日の前日までの間に、教務所において不在者投票をすることができる。

2 不在者投票をしたものは、これを変更することができない。

(不在者投票の立会)

**第75条** 選挙管理事務長のほか、会長、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員のうち2人は、前条の投票に立会わなければならない。選挙管理事務長に事故があるときは、予め指定した宗務役員に立会を代理させなければならない。

2 前条第1項の期間教務所の休日を廃する。

(不在者投票の方法)

**第76条** 不在者投票をしようとする選挙人は、第74条に定める期間に、午前7時から午後7時までの間に教務所に行き、投票用名簿の対照を経て、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載して特別投票函に入れなければならない。この場合、投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の特別投票函を、別に定める方法により、厳重に保管しなければならない。

(不在者投票の受付)

**第77条** 選挙区の選挙管理会は、不在者投票受付簿を備え、不在者投票をした者の氏名及びその所属する投票区、組、寺院・教会の名称並びに受付番号及び受付の日時を記載し、立会人の認印を得なければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の期日の前日の午後7時に不在者投票の受付を締切らなければならない。

3 選挙管理事務長は、不在者投票受付簿の記載事項の末尾に、閉鎖の旨を記載して押印しなければならない。

(不在者投票者の宣言投票及び仮投票)

**第78条** 第61条及び第63条の規定は、不在者投票についても準用する。この場合、「投票

管理者」とあるは、「選挙管理事務長」と読み替えるものとする。

2 第60条第2項の規定に該当する場合についてもまた前項の規定に準ずる。

(郵便投票)

**第79条** 交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い投票区に属する選挙人の投票は、郵便によりこれを行う。

2 前項による投票区は、別表第3で定める。

**第80条** 前条以外の投票区であつて、交通その他の事情により、選挙人が自ら投票所に行き投票し難い寺院、教会に属する選挙人の投票は、郵便によりこれを行う。

2 前項による寺院、教会は、別表第4で定める。

**第81条** 選挙区の選挙管理会は、第79条及び前条以外の選挙人であつて、宗務の都合によつて自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、選挙区の選挙管理会に申請し、その申請を正当と認めた場合、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項に該当する者は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便にて送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもつて、送達するものとする。

3 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

**第81条の2** 選挙区の選挙管理会は、身体の故障により選挙人自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、その事実を証明する書類を添付して、選挙区の選挙管理会に申請したときは、審査の上、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項の選挙人は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもつて、送達するものとする。

3 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

**第82条** 第79条から第81条の2までの規定による投票を郵便投票という。

2 郵便投票を行うと定められた選挙人は、郵便によるほか投票をすることができない。

(郵便投票用紙の発送)

**第83条** 選挙区の選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に対して、投票用紙、投票用封筒及び郵便投票用封筒を選挙の期日から数えて前8日までに、書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人に対しては、最善の方途をもつて、送達するものとする。

(郵便投票の方法)

**第84条** 郵便投票を行う選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自ら記載し、投票用封筒に入れて封緘し、更に郵便用封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の組、寺院・教会の名称を記載して、選挙区の選挙管理会に対し、自ら書留郵便で送達しなければならない。ただし、第81条の2によつて郵便投票を許可された選挙人であつて、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない選挙人は、その記載及び送達を他の者に代行させることができる。

2 前項本文の送達について、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもつて、送達するものとする。

(郵便投票の受付)

**第85条** 選挙区の選挙管理会は、郵便投票受付簿を備えて、郵便投票の到着の都度、当該発信人の氏名及びその所属する投票区、組、寺院・教会の名称並びに受付番号及び受信の日時を記載し、選挙管理事務長が押印の後、封緘のまま特別投票函に入れなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、選挙の日の午後7時に郵便投票の受付を締切らなければならない。

3 選挙管理事務長は、郵便投票受付簿の記載事項の末尾に、閉鎖の旨を記載して押印しなければならない。

(無効郵便投票)

**第86条** 次の各号に掲げる郵便投票は、無効とする。

- (1) 前条第2項の受付締切後到着したもの
- (2) 所定の封筒を用いないもの
- (3) 書留郵便で送達可能な地域に居住する選挙人が書留郵便以外の方法で送達したもの
- (4) 封筒に発信人の氏名の記載のないもの
- (5) 発信人の氏名の判明し難いもの
- (6) 書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人が最善の方途で送達しなかったもの

2 前項の判定は、選挙区の選挙管理会が行う。

3 無効郵便投票は、直ちにその旨を封筒に記載して、封緘のまま別に保存しなければならない。

(再投票)

**第87条** 災害その他避けることのできない理由

で投票を行うことができないとき、その他更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、直ちにその旨を選挙区の選挙管理会に報告しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、別に期日を定めて投票を行わせなければならない。その期日は、報告を受けた日から20日以内でなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項の投票期日を投票管理者に通知し、遅くともその7日前までに投票区内に告知させなければならない。

(無投票)

**第88条** 候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合、選挙区の選挙管理会は、その旨を告示し、併せてこれを投票管理者に通知しなければならない。

3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、その旨を投票区の寺院、教会に周知するため、適切な処置をとらなければならない。

(投票用紙及び封筒)

**第89条** 投票用紙、郵便投票用封筒及び投票用封筒は、別に定める様式による。

2 前項の投票用紙及び封筒は、選挙の期日の発令前に予め中央選挙管理委員会から選挙区の選挙管理会に送付しておかななければならない。

(投票用紙の配布)

**第90条** 選挙区の選挙管理会は、投票用紙を、少なくとも投票の前日までに到達するように、投票管理者に送付しなければならない。ただし、第88条の規定に該当する場合はこの限りでない。

#### 第10章 開票及び当選人の決定

(開票)

**第91条** 開票は、選挙区の選挙管理会が開票所で行う。

(期日)

**第92条** 開票は選挙の期日から数えて4日以内に行う。

2 選挙区の選挙管理会は、開票を行う日時を定め、選挙の期日から数えて前11日までに、これを告示しなければならない。

3 災害その他避けられない事故のため、前項の規定により定めた期日に開票を行うことができないときは、選挙区の選挙管理会は、更に期日を定め、すみやかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

(開票所)

**第93条** 開票所は、教務所に設ける。

2 災害その他避けられない事故のため、教務所に設けることができないときは、選挙区の選挙管理会は、更に開票所を設置する場所を定め、すみやかにこれを周知させるため適切な処置をとらなければならない。

(開票の開始)

**第94条** 開票は、第69条及び第71条の規定による投票函及び投票録等がすべて到達しなければ行うことができない。

2 開票は、会長、選挙区の選挙管理会の委員全員及び選挙管理事務長が出席しなければならないことができない。

(開票の参観)

**第95条** 選挙人は、選挙区の選挙管理会の許可を得て、開票を参観することができる。

(投票函及び投票録の点検)

**第96条** 選挙区の選挙管理会は、開票の当日開票所において各投票区ごとに投票函及び投票録を点検し、異状を認めるときは、その投票区の選挙又は投票の効力を判定しなければならない。

**第97条** 選挙区の選挙管理会は、前条以外の投票区及び前条により選挙又は投票が有効であると判定した投票区ごとに、投票函及び投票録を点検し、第60条、第63条及び第65条の規定に違反した投票のある投票区の投票函及び投票録は、これをそのまま保管しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項に該当しない投票区の投票函を開いて、仮投票の封筒の数と投票録に記載されている数との相違の有無を点検し、相違のあるときは、その投票区の投票及び投票録は、別に保管しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項に該当しない投票区の仮投票の封筒を点検し、それぞれ投票申立書と照合してその効力を点検し、第60条、第63条及び第65条の規定に違反した投票は、これを受理することができない。

4 選挙区の選挙管理会は、前項の規定によって受理しないと決定した投票は、投票として扱わず、そのまま別に保管しなければならない。

(投票数の点検)

**第98条** 選挙区の選挙管理会は、第96条、前条第1項及び第2項の規定に該当しない投票区ごとに、前条によって受理を決定した仮投票の封筒を開封し、その投票区の他の投票とともに投票録に対照して、それぞれの投票の数と投票者の数(前条により受理と決定された仮投票をした者を含む。)との相違を点検しなければならない。この場合において、仮投票の開封の結果、投票1票のほかにも他のものが封入されてい

たときは、前条第4項の規定を準用する。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果、投票が投票者の数より多いときは、その投票区の投票は、そのまま別に保管しなければならない。

(不在者投票の点検)

**第99条** 選挙区の選挙管理会は、不在者投票受付簿と特別投票函を点検し、異状を認めた場合は、これをそのまま保管しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果異状がないと認めるときは、特別投票函を開いて、不在者投票受付簿と投票用紙の数との相違を点検し、投票が投票者の数より多いときは、その投票を別に保管しなければならない。

(郵便投票の開封)

**第100条** 選挙区の選挙管理会は、郵便投票受付簿と郵便投票とを対照して、異状の有無を点検しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の点検の結果、郵便投票受付簿に記載されていない投票及び第84条の規定に違反した投票は、これをそれぞれ別に保管しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、前項の規定に該当しない郵便投票の郵便封筒を開封し、投票用封筒を開封しないで1箇の投票函に入れなければならない。

(開票)

**第101条** 選挙区の選挙管理会は、前3条の点検の結果、異状を認めない投票を混交して、これを開票し、その効力を判定しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、第97条第1項又は第2項若しくは第98条第2項の規定に該当した投票区の投票を、第97条第2項から第4項まで、第98条第1項及び前項の規定に準じて開票し、その効力を判定しなければならない。

3 選挙区の選挙管理会は、第99条第2項の規定による不在者投票及び第100条第2項の規定による郵便投票を、前各項の規定に準じて開票し、その効力を判定しなければならない。

4 前3項の投票は、これをそれぞれ別に保管しなければならない。

(投票効力の判定)

**第102条** 投票の効力は、選挙区の選挙管理会が判定する。

2 前項の判定に対しては、開票所においては異議を申立てることができない。

(無効投票)

**第103条** 次に掲げる各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 議員候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の議員候補者の氏名を記載したもの

(4) 議員候補者の氏名のほかに他のことを記載したもの。ただし、職名・身分・敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 議員候補者の氏名を記載しないもの

(6) 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

2 前項第6号の判定については、前条の規定を適用する。

(当選人の決定)

**第104条** 選挙区の選挙管理会は、各候補者について有効得票数を合計し、有効投票の最多数を得たものから当選人を定める。

2 その選挙区の議員の定数で投票の総数(第97条第3項及び第98条第1項後段の規定に該当する投票を含まない。)を除いて得票数の4分の1以上の有効得票数がないものは、当選人とすることができない。

3 当選人及び次点者の順位は、有効得票数の多いものを先順位とし、有効得票数が同じときは、選挙区の選挙管理会がくじで定める。

4 次に掲げる各号のいずれかに該当する選挙区は、当選人を定めることができない。

(1) 第97条第1項又は第2項若しくは第98条第2項の規定に該当する投票区のあるとき、第101条第2項の開票の結果、違反又は異状のある投票数が当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合

(2) 第96条の規定により選挙又は投票の無効を判定した投票区のある場合

5 第99条第2項の規定に該当する不在者投票で、第101条第3項の開票の結果、違反又は異状のある投票数が当選人及び次点者の決定に異動を及ぼす場合は、当選人を定めることができない。

(当選人の失格)

**第105条** 当選人が選挙期日の後に被選挙資格を失ったとき又は推薦届出人及び事務長がその選挙に関し、謹慎以上の懲戒に処せられたときは、当選の効力を失う。

(無投票当選)

**第106条** 選挙区の選挙管理会は、第88条第1項の規定によって投票を行わないときは、候補者の数が、その選挙で選出する議員の数に等しい場合は選挙の期日に候補者をもって当選人と定め、満たない場合は当選人を定めることができない。

(当選人の告示)

**第107条** 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、直ちにその氏名を告示し、併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(選挙録の作成)

**第108条** 選挙区の選挙管理会は、選挙録正副2通を作成し、会長及び選挙区の選挙管理委員全員並びに選挙管理事務長とともに署名押印し、併せてその副本を中央選挙管理委員会に送付しなければならない。

(当選証書の交付)

**第109条** 選挙区の選挙管理会は、当選人が決定したときは、当選人に当選証書を交付する。

(関係文書の保存)

**第110条** 投票、不在者投票受付簿、郵便投票に用いた封筒、郵便投票受付簿、仮投票に用いた封筒、選挙録の正本及び投票録は、議員の任期中教務所に保存しなければならない。投票は、有効及び無効を区別するものとする。

(定数不足の処置)

**第111条** 選挙区の選挙管理会は、当選人がないとき又はなくなったとき若しくは当選人がその選挙において選出する議員の定数に満たないとき又は満たなくなったときは、直ちにその旨を告示し併せて中央選挙管理委員会にこれを報告しなければならない。

2 選挙区の選挙管理会は、前項の場合、その事由が第34条第1項第1号によるときは選挙の日から、同条第1項第2号によるときは開票の日から数えて30日以内に、それぞれ再選挙を行わなければならない。

3 第34条第1項第3号によるときはその事由の生じた日から、同条第1項第4号及び第5号によるときは異議の裁決又は判定があった日から数えて40日以内に、それぞれ再選挙を行わなければならない。

4 選挙区の選挙管理会は、前2項の規定による選挙の期日を定めて、宗務総長の承認を得なければならない。

5 宗務総長は、第2項による選挙を行う場合は、再選挙の期日を少なくとも選挙の期日から数えて前20日までに発令し、すみやかに選挙区の選挙管理会に、選挙の期日及び立候補期間を告示させなければならない。

6 宗務総長は、第3項による選挙を行う場合は、再選挙の期日を少なくとも選挙の期日から数えて前25日までに発令し、すみやかに選挙区の選挙管理会に、選挙の期日、名簿の縦覧期間、異議申立期間及び立候補期間を告示させなければならない。

(投票区の再投票)

**第112条** 選挙区の選挙管理会は、第104条第4項各号のいずれかに該当する場合は、前条の手に準じて、その投票区に対して、すみやかに再投票を命じなければならない。

(全ての投票区の再投票)

**第112条の2** 選挙区の選挙管理会は、第104条第5項に該当する場合は、直ちにその旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、中央選挙管理委員会は、当該選挙区の選挙管理会に対して、すみやかに全ての投票区の再投票を命じなければならない。この場合、第74条の規定による不在者投票をした者及び第79条から第82条までの規定による郵便投票をした者についても同様とする。

3 前項の再投票は、この条例の投票に関する規定を準用する。

#### 第11章 異議申立及び裁決

(異議申立)

**第113条** 選挙の効力に関して異議のある選挙人は、選挙区の選挙管理会を相手として、選挙の期日から数えて20日以内に、審問院にその理由を申立て裁決を求めることができる。

**第114条** 当選の効力に関して異議のある候補者、推薦届出人又は事務長は、当選人又は選挙区の選挙管理会を相手として、選挙の日から20日以内に、審問院にその事由を申立て裁決を求めることができる。

**第114条の2** 書留郵便で送達できない地域から郵便投票を行うことが許可された者であって、最善の方途をもってしてもなお送達することができず、郵便投票を行えなかったこと、又は郵便投票が第86条第2項の規定により無効と判定されたことを理由として、当該選挙又は当選の無効を申し立てることはできない。

(選挙及び当選の無効の裁決又は判定)

**第115条** 審問院は、選挙の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞のある場合を限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決し又は判定しなければならない。

**第116条** 審問院は、当選の効力に関する異議の申立を受理した場合、選挙の規定に違反した事実があると認めるときは、当選の効力の判定又は選挙無効の裁決をしなければならない。

(判定及び裁決の通知)

**第117条** 宗務総長は、異議申立の判定及び裁

決について、審問院から報告を受けた場合、直ちにその旨を宗議会議長に通知しなければならない。

(異議申立の処理)

**第118条** 審問院は、異議の申立を受理したときは、他の事件の順序にかかわらず、すみやかに裁決しなければならない。

### 第12章 懲戒

(買収、利害誘導及び投票偽造増減等の非違)

**第119条** 次の各号に掲げる行為をした者は、重懲戒又は軽懲戒に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、金品を贈与し、及びこれを受け、若しくは供応をし、及びこれを受け、並びにこれらの約束若しくは申込又は承諾をしたとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、身分又は財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込又は約束をしたとき
- (3) 候補者たること若しくは候補者になろうとすることをやめさせる目的で、候補者若しくは候補者になろうとする者に対し、又は当選を辞させる目的で、当選人に対し、及びこれらの目的で、それぞれの所属する寺院、教会に対し、第1号及び第2号の行為をしたとき
- (4) 第1号にいう目的と同じ目的で、選挙人の所属する寺院、教会に対し金品を贈与したとき
- (5) 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき
- (6) 氏名を詐称し又は詐偽の方法をもって、投票し又は投票しようとしたとき
- (7) 投票を偽造し又はその数を増減したとき
- (8) 選挙録、投票録又は選挙に関する表簿を変造又は偽造若しくは破棄したとき

(選挙の自由妨害等の非違)

**第120条** 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、選挙人の宅又は居所を訪問し若しくは呼び出すことにより選挙権行使の自由を妨げる如き行為をしたとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、第50条及び第50条の2に定めるもの以外の演説会を開き及び法要その他の集会で演説又は勧誘をしたとき
- (3) 第1号にいう目的と同じ目的で、演説を妨害し又は選挙の自由を妨害したとき
- (4) 選挙運動をすることができない者に運動行為をさせたとき
- (5) 選挙人に、投票のために便宜を供与したとき

(名簿の情報の目的外使用等の非違)

**第120条の2** 第28条の2の規定により提供された名簿の情報を選挙運動以外の目的に使用した者及び当該情報を適切に廃棄しなかった者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(虚偽事項の公表等の非違)

**第121条** 次の各号に掲げる行為をした者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

- (1) 第42条に定める選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で、郵便、電報その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示したとき
- (2) 第1号にいう目的と同じ目的で、候補者の身分又は経歴に関して虚偽の事項を公にしたとき
- (3) 候補者となるべき者若しくは議員となるべき候補者を予想するための人気投票又は予選をしたとき、及びその結果に基づいて選挙の自由を妨害したとき

(役職務利用による非違)

**第122条** 候補者である宗務総長及び参務であつて、自らのための選挙運動をする者を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が選挙運動をしたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

2 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、組長、副組長並びに査察委員である者が選挙運動をしたときも、また同様とする。

(職権乱用の非違)

**第123条** 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者が、その地位を利用して、これらの役職にある者に対し、選挙運動をし又はさせたときは、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(不正郵便投票の非違)

**第123条の2** 第81条による郵便投票の申請に虚偽があつたとき、又は郵便投票に関して不正があつたときは、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(期間外運動の非違)

**第124条** 第41条に定める期間の後選挙運動をした者は、軽懲戒に処する。

2 立候補届出前に選挙運動をした者も、また同様とする。

(挨拶行為の非違)

**第125条** 選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、第119条、第120条及び第121条それぞれの各号のいずれかに該当する行為をした者は、それぞれその本条の定に準じて、重懲戒、軽懲戒又は謹慎に処する。

(暴力による非違)

**第126条** 投票函又は関係書類を破損し、奪取し、若しくは抑留し、及びその送致並びに保管を妨げた者は、軽懲戒に処する。

2 選挙事務関係者又は施設等に対して、暴行を加えた者もまた同様とする。

(選挙運動者以外の者の運動の非違)

**第127条** 第42条に定める以外の者が選挙運動をし、若しくはこれに選挙運動をさせた者は、軽懲戒又は謹慎に処する。

(事務長、選挙事務所及び運動員の設置に関する非違)

**第128条** 第43条、第44条及び第45条の規定に違反した者は、その軽重に従って、軽懲戒、謹慎又は譴責に処する。

(開票所又は投票所の秩序を乱した非違)

**第129条** 開票所又は投票所において、演説討論をし若しくは喧嘩にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他秩序を乱した者は、謹慎又は譴責に処する。

(職務違反)

**第130条** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員、選挙管理事務長、投票管理者、投票立会人、教務所長、組長、副組長並びに選挙事務に従事する宗務役員が選挙に関し故意にその職務の執行を怠り又はその職権を乱用して選挙の自由を妨害したときは、軽懲戒又は謹慎に処する。

(非違及び違反事件の処理)

**第131条** 当選人にかかる本章に掲げる非違行為に関する申告及びその判定は、他の事件の順序にかかわらず、すみやかにこれをするよう努めなければならない。

### 第13章 補則

(議員の任期の起算)

**第132条** 議員の任期は、総選挙の期日から起算する。ただし、任期満了による総選挙が議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(達令への委任)

**第133条** この条例を施行するために必要な事

項は、達令でこれを定める。

### 附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、組織されていた選挙管理会は、この条例により組織されている選挙管理会とみなし、選挙管理会長及び管理委員並びにその補充員であった者は、この条例による選挙管理会長及び管理委員並びにその補充員とみなす。なお、管理委員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 3 1991年6月30日現在、宗議会議員であった者は、この条例により宗議会議員に選出されているものとみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 4 1991年6月30日現在、組織されていた選挙管理審議会は、この条例により組織されている選挙管理審議会とみなし、選挙管理審議会長及び審議員であった者は、この条例による選挙管理審議会長及び審議員とみなす。なお、審議員の任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 5 教区会議員選挙条例（1986年条例公示第8号）第8条中「宗議会議員選挙条例（1961年条例第99号。以下「宗選条例」という。）」を「宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下「宗選条例」という。）」に、第17条中「宗選条例第90条第2項」を「宗選条例第104条第2項」に、第18条第1項中「教区制（1947年条例第10号）第11条第1項」を「教区制（1991年条例公示第8号）第12条第1項」に、第20条第3項中「宗選条例第26条及び第27条」を「宗選条例第38条及び第39条」に、第21条中「宗選条例第29条から第34条まで並びに第36条及び第39条」を「宗選条例第41条から第46条まで並びに第48条及び第51条」に、第24条中「宗選条例第40条から第73条まで並びに第74条第1項及び第75条」を「宗選条例第52条から第88条まで並びに第89条第1項及び第90条」に、第25条中「宗選条例第76条から第89条まで」を「宗選条例第91条から第103条まで」に、第26条中「宗選条例第90条から第92条まで」を「宗選条例第104条から第106条まで」に、「同条例第90条第1項及び第2項」を「同条例第104条第1項及び第2項」に、第29条中「宗選条例第96条から第98条まで」を「宗選条例第110条から第112条まで」に、「同条例第97条第3項」を「同条例第111



条第3項」に、第30条中「宗選条例第99条から第103条まで及び第105条」を「宗選条例第113条から第116条まで及び第118条」に、第31条中「宗選条例第106条から第108条まで及び第110条から第118条まで」を「宗選条例第119条から第121条まで及び第123条から第131条まで」に、それぞれ改める。

附 則 (1993年6月21日条例公示第6号)  
この条例は、1993年7月1日から施行する。

附 則 (1997年6月13日条例公示第3号)  
この条例は、1997年7月1日から施行する。

- 附 則 (2000年6月27日条例公示第1号)
- 1 この条例は、2001年7月1日から施行する。
  - 2 第7条の2第1項に規定する中央選挙管理委員会の委員の選定の手続は、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附 則 (2004年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2005年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2006年6月28日条例公示第1号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2007年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2008年6月27日条例公示第1号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2009年6月29日条例公示第1号)  
この条例は、2009年7月1日から施行する。

附 則 (2013年6月28日条例公示第1号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2016年6月24日条例公示第3号)  
この条例は、2017年7月1日から施行する。  
ただし、第8条、第11条及び第19条の2の規定は、公示の日から施行する。

附 則 (2017年6月28日条例公示第2号)  
この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日条例公示第1号)  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日条例公示第3号) 抄  
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第2号)  
この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2022年6月28日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

別表第1 (第5条)

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	4人
東北	東北教区	3人
東京	東京教区	3人
新潟	新潟教区	5人
富山	富山教区	5人
能登	能登教区	3人
金沢	金沢教区	3人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	2人
福井	福井教区	2人
岐阜高山	岐阜高山教区	3人
大垣	大垣教区	3人
岡崎	岡崎教区	3人
名古屋	名古屋教区	5人
三重	三重教区	1人
長浜	長浜教区	2人
京都	京都教区	4人
大阪	大阪教区	4人
山陽	山陽教区	2人
四国	四国教区	1人
九州	九州教区	7人

別表第2 (第6条)

所属する選挙区	投票区 <small>の</small> 名称	投票の区域	投票所を設置する地域
北海道	函館	第1組	函館市
	檜山	第2組	二海郡八雲町
	蘭越	南第3組	磯谷郡蘭越町
	小樽	北第3組	小樽市
	札幌	第4・8組	札幌市
	滝川	第5組	滝川市
	富良野	第6組	富良野市
	岩見沢	第7組	岩見沢市
	室蘭	第9組	室蘭市
	日高	第10組	日高郡
	深川	第11組	深川市
	留萌	第12組	苫前郡
	名寄	第13組	名寄市
	稚内	第14組	稚内市
	紋別	第15組	紋別市
	旭川	第16組	旭川市
	十勝	第17・18組	帯広市
	網走	第19組	網走郡
	釧路	第20組	釧路市
	東北	津軽	青森県第1組
青森		青森県第2組	青森市
野辺地		青森県第3組	上北郡野辺地町
能代		秋田県北組	能代市
秋田		秋田県中央・西組	秋田市
六郷		秋田県南組	仙北郡美郷町
山形		山形第1・2・4組	山形市
米沢		山形第3組	米沢市
村山		山形第5・6・7組	村山市
酒田		山形第8・9・10組	酒田市
東京	盛岡	盛岡組	盛岡市
	花巻	花巻組	花巻市
	気仙	気仙組	大船渡市
	仙台	仙台・仙南組	仙台市
	会津	会津組	会津若松市
	中	中組	二本松市
	浜	浜組	双葉郡浪江町
	坂東	茨城1組	坂東市
	水戸	茨城2組	水戸市
	群馬	群馬組	前橋市
栃木	栃木組	宇都宮市	

(第四編) 宗議会議員選挙条例

(第四編) 宗議会議員選挙条例

東京	埼玉・千葉組	東京1・2・3・4・5・6・7・8組	東京都台東区
	神奈川	横浜・川崎・三浦・湘南組	横浜市
	山梨	山梨組	甲府市
	長野	長野1・2・3・4組	長野市
新潟	中南信	長野5・6組	東京都練馬区
	長岡	第10・14・24組、中越11・12・13組	長岡市
	三条	第15・16・18組	三条市
	新潟	第17・19・20・21・22・23組	新潟市
富山	佐渡	佐渡組	三条市
	高田	第1・2・3・4・5・6・7・8組、高田11・12・13組	上越市
	富山	第9・10・11組	富山市
	黒部	第12・13組	黒部市
能登	砺波	第1・2・3・4組	砺波市
	高岡	第5・6・7・8組	高岡市
	羽咋	第1・2・3・浜方・三山方・4組	羽咋市
	鳳至	第5・6・7組、鶴川・穴水組	鳳珠郡穴水町
金沢	珠洲	第8・10組	珠洲市
	七尾	第11・12・13・14組	七尾市
	金沢	金沢教区全域	金沢市
	小松大聖寺	小松第2組、大聖寺第1組	小松市、加賀市
福井	福井	第1・2・3・4・5・6・8・9・10組	福井市
	大野	第7組	大野市
岐阜高山	高山	高山1・2組、吉城・清見・益田・朝日高根組	高山市
	荘白川	荘白川組	大野郡白川村
	岐阜	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11組	岐阜市
	東濃郡上	第12・16組、第13・14・15組	多治見市、郡上市
大垣	大垣	第1・2・3・4・5・6・7・10・11組	大垣市
	揖斐	第8・9組	揖斐郡揖斐川町
	養老	第12・13・14・15組	養老郡養老町
	海津	第16・17・18組	海津市
岡崎	岡崎	第1・2・3・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・23・30組、幸田・六ツ美組	岡崎市
	豊橋	第4・5・6組	豊橋市
	豊田	第24・25・26・27・28組、高岡・松平組	豊田市
	静岡	第31・32・33・34・35組	静岡市
名古屋	名古屋	第1・2・3・15・17・18・19・20・21・22・23・25・26・30・31・32組	名古屋市中区
	一宮	第4・5・6・7・8・9・16・24・28・29組	一宮市
	津島	第10・11・12・13・14・27組	津島市
三重	桑名	桑名・長島・員弁・三講・三重・四日市組	桑名市
	津	中勢1・2組、伊賀組	津市
松阪	松阪	南勢1・2組	松阪市
	長浜	第12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24組	長浜市
京都	敦賀	敦賀組	敦賀市
	若狭	若狭第1・2組	小浜市
	京都	近江第1・2・3・4・5組、山城第1・2・3・4・5組	京都市下京区
	湖東	近江第6・7・8・9・10・11組	東近江市
山陰	湖西	近江第25東・25西・26組	高島市
	丹波	丹波第1・2組	南丹市
	但馬	丹波第3組、但馬組	福知山市
	山陰	因伯・出雲組	松江市

大阪	石見	石東・石西組	浜田市
	奈良	第24・25・26・27組	大和高田市
山陽	大阪	第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23組	大阪市
	神戸	神戸組 第6組	神戸市兵庫区
	姫路	第1・2・3・4・5・7組 赤穂組	姫路市
	福山	備後組	福山市
四国	広島	安芸南組	広島市
	山陽	美作・備中・芸備・安芸北組	姫路市
九州	高松	東讃第一・東讃・中讃・西讃組	高松市
	四国	東予・松山・宇和島・阿波・土佐組	高松市
九州	四日市	宇佐・豊前津津・京都・田川・日田次組	宇佐市
	大分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八女・三潞・山門西・山門東・唐津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長崎	長崎組	長崎市
	熊本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本南組	熊本市
	阿蘇	熊本東組	阿蘇市
	鹿児島	鹿児島組	鹿児島市
	宮崎	宮崎組	都城市

別表第3 (第79条)

所属する選挙区	郵便投票を行う投票区
東京選挙区	中南信投票区
新潟 同	佐渡 同
山陽 同	山陽 同
四国 同	四国 同

別表第4 (第80条)

選挙区	投票区	組	郵便による投票を行う選挙人の属する寺院・教会	所在地	備考
北海道	檜山	第2組	法隆寺	奥尻郡奥尻町青苗	
			順行寺	同 同 宮津	
	留萌	第12組	興徳寺	苫前郡阿波野町天売	
			本浄寺	利尻郡利尻富士町鷺泊	
	稚内	第14組	大安寺	同 利尻町杵形	
			西圓寺	同 同 仙法志	
			眞立寺	同 利尻富士町鬼脇	
			共同寺	同 同 同	
			禮香寺	礼文郡礼文町香深村	
			北教寺	同 同 船泊村	
東北	津軽	青森第1組	西願寺	青森県北津軽郡中泊町小泊	
			願龍寺	同 五所川原市十三古中道	
	野辺地	青森第3組	法性寺	同 下北郡左井村佐井	
			法香寺	同 同 大間町大間	
			憶念寺	同 むつ市川内町川内	
			正覺寺	同 同 脇野沢桂沢	

選挙区	投票区	組	郵便による投票を行う選挙人の属する寺院・教会	所在地	備考
東京	酒田	山形第8組	圓稱寺	山形県最上郡金山町金山	◆12月1日から翌年4月30日まで
			應住寺	同 同 最上町本城	◆同
			顯行寺	同 同 鮎川村京塚	◆同
			光明寺	同 同 大蔵村清水	◆同
	盛岡	盛岡組	善林寺	岩手県宮古市光岸地	
			永光寺	同 同 田代	
			松江寺	同 下閉伊郡山田町八幡町	
	花巻	花巻組	寂靜寺	同 一関市花泉町油島	
			碧祥寺	同 和賀郡西和賀町沢内太田	
	会津	会津組	寶樹寺	同 釜石市天神町	
光照寺			福島県南会津郡南会津町湯ノ花		
中	中組	光源寺	同 東白川郡矢祭町東館山野井		
		法林寺	同 同 同 小田川		
浜	浜組	浄願寺	同 いわき市三和町中三坂		
		寶善寺	茨城県神栖市波崎		
水戸	茨城2組	西円寺	同 潮来市潮来		
		照願寺	同 常陸大宮市鷺子		
		宗圓寺	同 同 同		
		法龍寺	同 久慈郡大子町上金沢		
栃木	栃木組	林照寺	栃木県日光市足尾町		
		專徳寺	同 同 同		
東京	埼玉組	西廣寺	埼玉県本庄市		
		勝善寺	千葉県南房総市二部		
		福藏寺	同 安房郡鋸南町岩井袋		
東京	千葉組	圓龍寺	同 富津市花香谷		
		萬福寺	神奈川県足柄下郡箱根町		
東京	神奈川	本光寺	同 足柄上郡開成町宮台		
		淨蓮寺	長野県長野市山田中	■12月1日から翌年3月31日まで	
長野	長野1組	專勝寺	同 同 戸隠豊岡	■同	
		妙福寺	同 上水内郡飯綱町芋川	■同	
	長野4組	正定寺	同 同 同 赤塩	■同	
		徳満寺	同 同 同 牟礼	■同	
		證念寺	同 同 同 同	■同	
		玉蓮寺	同 同 同 小玉	■同	
		願法寺	同 同 同 古町	■同	
		悲願寺	同 同 同 黒川	■同	
		佛性寺	同 同 信濃町穂波	■同	
		行善寺	同 同 同 古間	■同	
新潟	長岡	第14組	廣照寺	新潟県長岡市山古志種芋原	■12月1日から翌年3月31日まで
			西永寺	同 十日町市上野	■同
	第24組	榮行寺	同 同 水口沢	■同	
		正念寺	同 同 神明町	■同	
		最勝寺	同 同 同	■同	
		專明寺	同 魚沼市和田	■同	

(第四編) 宗議会議員選挙条例

(第四編) 宗議会議員選挙条例

(第四編) 宗議会議員選挙条例

			萬行寺	同	魚沼市中島	■同		
			極樂寺	同	南魚沼市六日町	■同		
高田	第3組		淨念寺	同	上越市名立区小田島	■同		
		第7組		聞稱寺	同	同 大谷	■同	
			淨嚴寺	同	同 桶梅	■同		
	高田11組		法定寺	同	同 浦川原区法定寺	■同		
			通願寺	同	同 同 坪野	■同		
			高德寺	同	同 安塚区坊金	■同		
			妙玄寺	同	同 同 真荻平	■同		
			高源寺	同	同 大島区仁上	■同		
			真養寺	同	同 同 同	■同		
			了慧寺	同	同 同 上達	■同		
		照源寺	同	同 同 嶺	■同			
		大嚴寺	同	十日町市浦田	■同			
	小松大聖寺	第2組		東林寺	石川県白山市桑島	■12月1日から翌年3月31日まで		
			聖得寺	同 同 白峰	■同			
			行勸寺	同 同 同	■同			
			林西寺	同 同 同	■同			
			真成寺	同 同 同	■同			
			威徳寺	岐阜県郡上市白鳥町石徹白				
福井	大野	第7組		圓周寺	同 同 同 同			
				源了寺	同 関市板取	■12月1日から翌年3月31日まで		
岐阜高山	岐阜	第2組		龍泉寺	同 同 同	■同		
				靈仙寺	同 恵那市冲野方町	■同		
	東濃	第12組		法誓寺	同 加茂郡八百津町久田見	■同		
			郡上	第13組		眞觀寺	同 郡上市高鷲町鮎立	■同
					第15組		養泉寺	同 同 明宝大谷
京都	丹波	丹波第1組		最尊寺		京都府南丹市美山町鶴ヶ丘	■同	
				唯然寺	同 同 同 高野	■同		
				満林寺	同 同 同 同	■同		
				善西寺	同 同 同 大野	■同		
				正願寺	同 同 同 島	■同		
				頓乗寺	同 同 同 下吉田	■同		
				西乗寺	同 同 同 下平屋	■同		
				教誓寺	同 同 同 上平屋	■同		
				正覺寺	同 同 同 安掛	■同		
				覺了寺	同 同 同 荒倉	■同		
				光瑞寺	同 同 同 内久保	■同		
				最勝寺	同 同 同 佐々里	■同		
			山陰	出雲組		蓮光寺	島根県隠岐郡隠岐の島町西町	
		海土教会			同 同 海土町海土			
大阪	大阪	第23組	淨泉寺	和歌山県新宮市新宮				

神戶	第6組		淨泉寺	兵庫県本市栄町四丁目	
			重恩寺	同 南あわじ市福良	
			永願寺	同 同 阿那賀	
山陽	福山	備後組		明行寺	広島県世羅郡世羅町賀茂
				教專寺	山口県岩国市美和町西畑
広島	安芸南組		弘誓寺	同 同 同 佐坂	
			西榮寺	同 同 柱島	
			光顯寺	香川県三豊市山本町大野	
四国	高松	西讃組		養林寺	同 同 同 同
				眞宗寺	長崎県南松浦郡漸上五島町奈良尾郷
九州	長崎	長崎組		善行寺	同 西海市崎戸町江島
				淨専寺	同 同 同 平島
				憶念寺	同 南松浦郡漸上五島町有川郷
				鎮道寺	熊本県天草郡苓北町富岡
				興教寺	同 同 坂瀬川字中郷
	熊本	熊本西組		光蓮寺	同 天草市佐伊津町
				東光寺	同 同 淨南町
				正教寺	同 同 新市町碓石字毛生
				安養寺	同 同 河浦町河浦
				直入寺	同 同 同 崎津
阿蘇	熊本東組		了蓮寺	同 阿蘇郡高森町上色見	■12月1日から翌年3月31日まで
			光西寺	同 上益城郡山鹿町柏	■同
			玄德寺	同 阿蘇郡南小国町中原	■同
			明蓮寺	同 同 同 満願寺	■同
			玉岑寺	同 同 小国町北里	■同
	長蓮寺	同 同 同 宮原	■同		
鹿児島	鹿児島組		徳船寺	鹿児島県薩摩川内市鹿児島町藪牟田	
			長光寺	同 同 同 下鶴町長浜	
			大照寺	同 同 同 手打	
			西淨寺	同 同 同 瀬々野浦	
			眞光寺	同 出水郡長島町獅子島	
			正覺寺	同 同 同 浦底	
			萬徳寺	同 西之表市西之表	
			願船寺	同 熊本郡屋久島町一湊	
宮崎	宮崎組		大島寺	同 奄美市名瀬伊津留町	
			眞教寺	沖縄県那覇市西二丁目	
			光勝寺	宮崎県延岡市中央通二丁目	
			誓敬寺	同 同 大貫町四丁目	
			永覺寺	同 同 伊弉町	
			觀音寺	同 西臼杵郡高千穂町田原	
			昭光寺	同 児湯郡川南町川南	
	報徳寺	同 東諸県郡薩埵町南俣			

(第四編) 宗議会議員選挙条例

# 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

(2013年6月28日条例公示第2号)

改正 2017年6月28日条例公示3

(目的)

**第1条** この条例は、宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下同じ。）第30条、第31条、第33条及び第34条に規定する選挙の実施に際し、東日本大震災に伴う投票所の設置及び郵便投票について特例を定め、選挙の実施を円滑ならしめることを目的とする。

(投票所の変更の特例)

**第2条** 選挙区の選挙管理会は、東日本大震災の影響により宗議会議員選挙条例第6条第2項に定める地域に投票所を設置することができないと認めるときは、多数の選挙人の投票の利便を考慮して、選挙の期日から数えて前24日までに投票所を設置する地域を変更し投票所を定めることができる。

2 選挙区の選挙管理会は、前項により投票所を設置したときは、遅滞なく投票区内の選挙人に通知するとともに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(郵便投票の許可の特例)

**第3条** 選挙区の選挙管理会は、東日本大震災の影響により自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をし難い選挙人が、選挙区の選挙管理会に申請し、その申請を正当と認めた場合、その選挙人に郵便による投票を許すことができる。

2 前項の郵便投票の申請をしようとする選挙人は、選挙の発令後、選挙の期日から数えて前13日までに、選挙区の選挙管理会に許可申請書を書留郵便で送達しなければならない。ただし、書留郵便で送達できない地域に居住する選挙人は、最善の方途をもって、送達するものとする。

3 前項の許可申請書は、別記様式によるものとする。

4 選挙区の選挙管理会は、第1項の許可をしたときは、直ちにその選挙人の所属する投票区の投票管理者にその旨を通知しなければならない。

(特例の周知)

**第4条** 選挙区の選挙管理会は、この条例に定める特例について、適切な方途により、選挙区の選挙人に周知しなければならない。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2017年6月28日条例公示第3号)

この条例は、2017年7月1日から施行する。

様式

年 月 日	
選挙区選挙管理会御中	
教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)	
申請人氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
郵便投票許可申請書	
下記事由により、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例第3条の規定に基づき郵便投票を許可くださるよう申請します。	
記	
1 現住所 (送付先)	
2 所属投票区	選挙区 投票区
3 事由	
以上	

(第四編) 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

(第四編) 東日本大震災に伴う宗議会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例

(2021年6月30日条例公示第3号)

(目的)

**第1条** この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号。以下同じ。）第30条、第31条、第33条及び第34条に規定する選挙における不在者投票の実施について特例を定め、選挙の実施を円滑ならしめることを目的とする。

(不在者投票の特例)

**第2条** 選挙区の選挙管理会は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から特に必要と認めたときは、宗議会議員選挙条例第74条の規定にかかわらず、教務所のほかに不在者投票所を臨時に設置することができる。

2 前項による臨時の不在者投票所は、多数の選挙人の投票の利便を考慮して選定しなければならない。ただし、宗議会議員選挙条例第42条に定める者の所属する寺院・教会及び同条例第44条に定める選挙事務所を設置した場所は避けるよう努めなければならない。

3 臨時の不在者投票所における不在者投票の実施は、選挙の期日から数えて前3日から選挙の期日の前日までに限るものとし、選挙区の選挙管理会は、投票所ごとに投票を行うことができる選挙人を、投票区を単位として指定する。

4 選挙区の選挙管理会は、臨時の不在者投票所の設置を決定したときは、選挙の期日から数えて前9日までに必要な事項を告示し、選挙区の選挙人への周知を図らなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

**第3条** 臨時の不在者投票所を設置するときは、選挙区の選挙管理会は、選挙の期日から数えて前6日までに、投票管理者及び投票立会人を投票所ごとに指定しなければならない。

2 前項に定める投票管理者及び投票立会人の指定、職務、権限及び責任は、この条例に特に規定する事項を除き、宗議会議員選挙条例の規定を準用する。

(投票用紙等の送付)

**第4条** 選挙区の選挙管理会は、臨時の不在者投票所における不在者投票の期日の前日までに、特別投票函、不在者投票受付簿、投票用紙及び

投票用封筒にその目録を添えて、確実な方法で投票管理者に送致しなければならない。ただし、選挙係がこれを持参することを妨げない。

2 臨時の不在者投票所における不在者投票受付簿は、別記様式によって作成するものとする。  
(投票)

**第5条** 臨時の不在者投票所は、午前8時に開き、午後6時に閉じる。

2 臨時の不在者投票所における不在者投票は、宗議会議員選挙条例の規定を準用してこれを行う。この場合、「教務所」とあるは「臨時の不在者投票所」と、「選挙区の選挙管理会」又は「選挙管理事務長」とあるは「投票管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 選挙区の選挙管理会及び臨時の不在者投票所における投票管理者は、それぞれの投票所において不在者投票を行った者に関する情報を随時共有し、投票の重複を避けなければならない。

4 臨時の不在者投票所には、選挙管理事務長が指定した2人以内の選挙係を置き、選挙事務に当たらせるものとする。

(投票締切後の処置)

**第6条** 臨時の不在者投票所における投票締切後の処置は、宗議会議員選挙条例第69条から第72条までの規定に準じてこれを行う。この場合、「投票函」とあるは「特別投票函」と、「投票録」とあるは「不在者投票受付簿」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特別投票函の点検及び開票)

**第7条** 臨時の不在者投票所の特別投票函の点検及び開票は、宗議会議員選挙条例の規定を準用してこれを行う。

(疑義の決定)

**第8条** 選挙管理事務長は、この条例に定める不在者投票について疑義が生じたときは、中央選挙管理委員会に解釈を求めることができる。

## 附 則

この条例は、公示の日から施行する。

## 様式（不在者投票受付簿）

受付番号	受付日時	氏名	所属寺院又は教会	組	投票区	立会人押印	備考

(宗議会議員選挙条例第77条第3項による末尾記載事項)

年 月 日閉鎖

〇〇 (臨時の不在者投票所) 投票管理者

印

(第四編) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例

(第四編) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う宗議会議員選挙の不在者投票の特例に関する臨時措置条例

# 宗議会議員選挙条例施行条規

（1991年6月29日達令公示第7号）

- 改正
- ① 1994年 6月28日達令公示4
  - ② 1995年 6月22日達令公示7
  - ③ 1997年 6月13日達令公示4
  - ④ 2001年 6月29日達令公示2
  - ⑤ 2004年 6月28日達令公示2
  - ⑥ 2005年 6月28日達令公示1
  - ⑦ 2005年 8月 1日達令公示13
  - ⑧ 2007年10月18日達令公示8
  - ⑨ 2009年 6月29日達令公示5
  - ⑩ 2011年 7月 1日達令公示5
  - ⑪ 2013年 6月28日達令公示1
  - ⑫ 2016年 6月24日達令公示1
  - ⑬ 2018年 6月25日達令公示1
  - ⑭ 2020年 6月25日達令公示8

## 第1章 総則

（用語の定義）

**第1条** この達令において、「条例」とは宗議会議員選挙条例（1991年条例公示第4号）を、「有権者」とは有権者名簿に記載されている者を、「選挙管理会」とは選挙区選挙管理会、「候補者」とは議員候補者を、「運動」とは選挙運動を、「事務長」とは選挙事務長を、「運動員」とは選挙運動員をそれぞれいうものとする。（選挙資格の判定基準日）

**第2条** 選挙資格の有無及び判定の基準日は、選挙人名簿作成の基準日と同一とする。

（被選挙資格の同意ができないことを証する書類）

**第3条** 条例第2条第5項に定める被選挙資格の同意ができないことを証する書類に押印する責任役員及び総代の印鑑は、当該選定届の届出印を押印しなければならない。

（組の合併、分割及び新設）

**第3条の2** 条例第23条に定める選挙人名簿作成の基準日の翌日以後の組の合併、分割又は新設は、選挙人の投票に影響を及ぼすものではない。

（選挙係）

**第4条** 教務所長は、選挙事務を行わせるため、所属する宗務役員のうちから選挙係を選定し、これを告示するものとする。ただし、適正な選挙事務のために特に必要と認めるときは、宗務総長の承認を得て、所属する他の職員のうちから選挙係を発令することができる。

（選挙を行うべき事由の通知）

**第5条** 宗務総長は、条例第30条第2項、第31条、第33条及び第34条の規定により、選

挙を行うべき事由の生じたときは、直ちに選挙管理事務長に通知し、選挙区内に周知させなければならない。

## 第2章 中央選挙管理委員会及び選挙管理会（中央選挙管理委員会の所管業務）

**第6条** 中央選挙管理委員会は、条例第7条第3項により次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 有権者名簿に関する事項
- (2) 選挙人名簿に関する事項
- (3) 不服審査請求に関する事項
- (4) 異議申立に関する事項
- (5) 選挙の諸事務に関する事項
- (6) 選挙に関する法規上の疑義の解釈及び指針に関する事項
- (7) 公正な選挙の啓発に関する事項
- (8) 選挙管理会に関する事項
- (9) その他必要な事項（委員及びその補充員の辞職手続）

**第7条** 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員が辞職しようとするときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

2 会長は、前項の届出書を受理したときは、すみやかにその旨を宗務総長に報告しなければならない。

（欠員の補欠）

**第8条** 中央選挙管理委員会の委員に欠員が生じたときは、補充員のうちからあらかじめ宗務総長が指定した順序により、これを補欠するものとする。（議事の特例）

**第9条** 中央選挙管理委員会の委員は、他の委員の合議により議事に参与することが適当でないことと決定された事案については、その議事に参与することができない。ただし、中央選挙管理委員会の合議による同意を得たときは、会議に出席して発言することができる。

（中央選挙管理委員会事務局の職員）

**第10条** 中央選挙管理委員会事務局に、次に掲げる職員を置き、総務部の宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

事務局長

主任 1人

掛 若干人

2 事務局長は、総務部長がその任にあたり、中央選挙管理委員会事務局のすべての事務を掌理する。

3 主任は、中央選挙管理委員会事務局の事務を整理する。

4 掛は、中央選挙管理委員会事務局の事務を処

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

（第四編）宗議会議員選挙条例施行条規

理し、又は事務に従事する。

(選挙管理会の所管業務)

**第11条** 選挙管理会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 選挙の事務に関する事項
- (2) 選挙の実施に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 選挙管理会は、中央選挙管理委員会の指示に従うものとする。

(委員及びその補充員の辞職手続)

**第12条** 選挙管理会の委員及びその補充員が辞職しようとするときは、文書をもって会長に届け出るものとする。

(欠員の補欠)

**第13条** 選挙管理会の委員に欠員が生じたときは、補充員の中からあらかじめ選挙管理会が指定した順序により、これを補欠する。

### 第3章 有権者名簿

(有権者名簿の作成)

**第14条** 条例第19条第1項の有権者名簿は、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程(2006年達令公示第7号)第4条第1項に規定する寺院教会・僧侶情報システムの情報(以下「電算情報」という。)によってこれを作成する。

2 中央選挙管理委員会は、前項による電算情報を、翌年の6月30日まで別に据え置くとともに、適切な方法により保管しなければならない。

3 有権者名簿の様式は、別記様式第1による。

(有権者明細書)

**第14条の2** 有権者明細書は、電算情報に基づき別記様式第2によって作成しなければならない。

(有権者名簿の原本及び謄本)

**第14条の3** 中央選挙管理委員会は、条例第19条第1項の規定により有権者名簿を作成したときは、それが原本であることを明らかにし保管しなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、有権者名簿の謄本を作成したときは、記載事項の末尾に原本と相違ないことを認証しなければならない。

(有権者名簿の訂正)

**第15条** 中央選挙管理委員会は、条例第19条の3による異議の申立があった場合は、その旨を組織部長に伝え、申立の可否を確認させなければならない。

2 組織部長は、申立事項の可否を調査し、その結果を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 条例第19条の4及び第20条の2により有

権者名簿の原本を訂正するときは、中央選挙管理委員会は、その日時及び事由を記載しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第16条** 条例第20条により審問院への異議の申立をするときは、その根拠を示す証憑を添付しなければならない。

(有権者名簿の再作成)

**第17条** 中央選挙管理委員会は、条例第22条により有権者名簿を再作成したときは、あらためて有権者名簿の縦覧期間を定めなければならない。

2 選挙管理会は、災害その他避けられない事故によりその保管する有権者名簿の謄本を滅失したときは、直ちに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 中央選挙管理委員会は、前項の報告を受けたときは、有権者名簿の謄本を作成し、当該選挙管理会に送付しなければならない。

### 第4章 選挙人名簿

(選挙人名簿の作成)

**第18条** 条例第23条第1項に定める選挙人名簿は、電算情報によってこれを作成する。

2 中央選挙管理委員会は、前項による電算情報を、当該選挙において選出された議員の在任中、別に据え置くとともに、適切な方法により保管しなければならない。

3 選挙人名簿の様式は、別記様式第3による。

(選挙人名簿の原本及び謄本)

**第18条の2** 中央選挙管理委員会は、条例第23条第1項の規定により選挙人名簿を作成したときは、それが原本であることを明らかにし保管しなければならない。

2 中央選挙管理委員会は、選挙人名簿の謄本を作成したときは、記載事項の末尾に原本と相違ないことを認証しなければならない。

(選挙人名簿の削除)

**第19条** 選挙管理会は、選挙人名簿作成基準日の翌日以後に、死亡又は帰俗等による僧籍削除若しくは選挙資格を失った者があるときは、選挙人名簿の謄本からこれを削除し、その日時及び事由を記載しなければならない。ただし、条例第74条の規定による不在者投票をした者及び条例第79条から第82条までの規定による郵便投票であって条例第85条に規定する郵便投票受付簿に記載した者については、これを削除してはならない。

2 選挙管理会は、前項本文の場合、中央選挙管理委員会及び投票管理者に通報するものとする。



(選挙人名簿の補正)

**第20条** 中央選挙管理委員会は、条例第26条により選挙人名簿を補正したときは、その日時及び事由を選挙人名簿の原本に記載しなければならない。

- 2 中央選挙管理委員会は、前項により選挙人名簿の原本を補正したときは、当該選挙管理委員会に対して選挙人名簿の謄本を補正させなければならない。

(選挙人名簿の訂正)

**第21条** 中央選挙管理委員会は、条例第23条の2による異議の申立があった場合は、その旨を組織部長に伝え、申立の可否を確認させなければならない。

- 2 組織部長は、申立事項の可否を調査し、その結果を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。
- 3 条例第23条の3及び第27条により選挙人名簿の原本を訂正するときは、中央選挙管理委員会は、その日時及び事由を記載しなければならない。

(審問院への異議の申立)

**第22条** 条例第24条により審問院への異議の申立をするときは、その根拠を示す証憑を添付しなければならない。

(選挙人名簿の情報の提供)

**第22条の2** 条例第28条の2により選挙人名簿の情報の提供を求めるときは、候補者は、別記様式第3の2による申請書を作成し、選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項に定める申請を受理したときは、直ちに受理の年月日を申請書の余白に記載し、選挙人名簿の情報を紙面に写して提供するものとする。

(選挙人名簿の再作成)

**第23条** 中央選挙管理委員会は、条例第29条により選挙人名簿を再作成したときは、あらかじめ選挙人名簿の縦覧期間、異議の申立期間及び異議の申立の決定の期日を定めなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、災害その他避けられない事故によりその保管する選挙人名簿の謄本を滅失したときは、直ちに中央選挙管理委員会に報告しなければならない。
- 3 中央選挙管理委員会は、前項の報告を受けたときは、選挙人名簿の謄本を作成し、当該選挙管理委員会に送付しなければならない。

(選挙人名簿の保存)

**第24条** 中央選挙管理委員会は選挙人名簿の原

本を、選挙管理委員会は選挙人名簿の謄本を、それぞれこれに基づき選出された議員の在任中これを保存するものとする。

## 第5章 議員候補者

**第25条** 削除

(推薦届出人の制約)

**第26条** 推薦届出人は、候補者1人につき1人とする。

- 2 推薦届出人は、その選挙において他の候補者の推薦届出人となることができない。ただし、その推薦した候補者が死亡したときは、この限りではない。

(候補者の諸届)

**第27条** 候補者の届出書、推薦届出書(これに添えるべき本人の承諾書)及び候補者たることを辞することの届出書(推薦候補者の場合はこれに添えるべき推薦届出人の同意書)は、それぞれ別記様式第4から第8までによって作成しなければならない。

- 2 候補者の届出書及び推薦届出書には、別記様式第9によって作成した供託書及び供託金を添付しなければならない。

(諸届の受付時間)

**第28条** 第27条、第36条第1項、第39条第1項及び第45条の2第3項に規定する諸届の受付は、午前9時から午後4時までとする。

(供託金の受領)

**第29条** 選挙管理委員会は、供託金を受領したときは、直ちに別記様式第10によって供託金預証を作成して交付しなければならない。

- 2 供託金には、利子を付しない。

(立候補及び辞退の届の取扱)

**第30条** 選挙管理委員会は、第27条第1項の届出書を受理したときは、直ちに受理の年月日及び時刻を届出書の余白に記載しなければならない。

(候補者の失格又は死亡の届出)

**第31条** 候補者は、被選挙資格を失ったときは、直ちに選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 候補者が死亡したときは、その寺族、推薦届出人又は事務長は、直ちに選挙管理委員会に通告しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の届出又は通告を受けたときは、直ちにこれを確認し、中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(候補者に関する諸告示)

**第32条** 条例第39条第1項による告示には、立候補者の氏名、所属する寺院・教会の名称及び所在地並びにその候補者の推薦届出人の氏名を記載するものとする。

2 条例第39条第2項による告示には、その候補者の氏名並びに辞退、資格喪失、死亡の事実とその日時を記載するものとする。

3 選挙管理会は、前2項による告示を行ったときは、併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(供託金の返還)

**第33条** 選挙管理会は、次の各号に該当したときは、供託金預証と引き換えに供託金を返還するものとする。

(1) 候補者が条例第40条第3項本文の規定に該当しなかったとき

(2) 条例第88条により投票が行われなかったとき

(3) 候補者が選挙の期日の投票所の開所時刻までに死亡するか又は被選挙資格を失ったとき

(4) 候補者の選挙区の選挙が全部無効になったとき

(5) 候補者が条例第37条の2ただし書により候補者の資格を失ったとき

(供託金の不返還)

**第34条** 選挙の期日から60日以内に前条の供託金の返還請求をしなかったときは、供託金は本派に帰属し返還しないものとする。

(返還しない供託金の処理)

**第35条** 供託金が本派に帰属したときは、教務所長は、供託書の余白にその旨を記載し、現金に通知書を添えて速やかに財務長に回付しなければならない。

2 財務長は、前項の供託金を受領したときは、領収書を教務所長に送付するものとする。

3 前項の領収書は、第1項の供託書に添えて条例第110条に定める文書とともに保存しなければならない。

## 第6章 選挙運動

(事務長及び運動員の届出及び証明)

**第36条** 事務長及び運動員を置いたとき並びにそれらに異動のあったときは、候補者又は推薦届出人は、別記様式第11から第14までによる届出書を作成し、選挙管理会に届け出るものとする。

2 選挙管理会は、前項の届出があったときはこれを調査し、正当と認めるときは、別記様式第15による届済証明書を1人ごとに作成して交付する。

3 事務長及び運動員は、届済証明書を常に携帯し、要請があったときはこれを提示しなければならない。

4 運動期間中に事務長及び運動員を退いたとき

及びその資格を失ったときは、直ちに届済証明書を選挙管理会に返還しなければならない。

(運動員の数の特例)

**第37条** 条例第37条第4項による候補者について、その推薦届出人が死亡し又は選挙資格を失ったときは、運動員の数を条例第45条第2項の規定にかかわらず5人とすることができる。

(事務長及び運動員の失格)

**第38条** 事務長及び運動員は、その候補者が死亡し又は被選挙資格を失い若しくは立候補を辞退したときは、その資格を失う。

(選挙事務所の届出)

**第39条** 選挙事務所を設けたとき又はそれに異動のあったときは、候補者又は推薦届出人は別記様式第16による届出書によって選挙管理会に届け出るものとする。

2 選挙事務所の事務及び労務は、条例第42条の規定による者のほかはこれを行うことができない。

(掲示文書の撤去)

**第40条** 選挙事務所は、運動期間が終了したときは、掲示した文書を直ちに撤去しなければならない。

(選挙公報)

**第41条** 選挙公報は、別記様式第17によって調製するものとする。

2 選挙管理会は、候補者が条例第49条第3項に定める期間内に原稿を提出しなかったときは、選挙公報に候補者の氏名、所属の寺院・教会の名称及び所在地並びに被選挙資格の区分のみを掲載するものとする。

3 選挙管理会は、必要と認めた事項を選挙公報に掲載することができる。

(選挙公報の配布)

**第42条** 選挙公報の配布は、郵便投票を行わない選挙人については、その者の属する寺院・教会に一括送付してこれを行うことができる。

2 条例第49条第1項に定める期間内に条例第88条第1項に該当する場合は生じたときは、選挙管理会は、条例第88条第2項の告示を掲載した選挙公報を、選挙人の属する寺院・教会に一部だけを送付して、選挙人へ配布したものとみなす。

(配布の遅延)

**第43条** 災害その他避けられない事故により、条例第49条第1項に定める期間内に選挙公報を配布することができないときは、選挙管理会は、直ちに同条第2項第1号及び第2号の事項を選挙人に周知させるため適切な処置をとり、

かつ選挙公報を速やかに配布する方法を講じなければならない。

(立会演説会)

**第44条** 立会演説会の開催は、条例第41条に定める期間内に限るものとする。

2 候補者又は推薦届出人は、条例第37条第1項及び第2項に定める日時までに、希望する日時及び場所を記載し、立会演説会の開催を選挙管理会に要請することができる。

3 選挙管理会は、複数の候補者又は推薦届出人から前項の要請があり、かつ開催の必要があると認めたときは、適当と認める日時及び場所を定めて、立候補届出締切の日の後、3日以内に告示し、併せてこれを選挙人に周知するとともに、各候補者に参加を求めなければならない。

4 立会演説会に参加する候補者は、条例第50条第2項の規定により演説者を定めて、遅滞なく選挙管理会にこれを届けなければならない。

**第45条** 立会演説会は、選挙管理会長又は選挙管理事務長若しくは選挙管理会長が指名した者が司会する。

2 立会演説会には、その都度係員を置くことができる。

3 立会演説会における演説は、候補者ごとに1人に限るものとする。

4 質疑応答は、全部の演説が終了した後に行うものとし、全部の演説が終了するまでは、司会者及び係員以外の者は発言することができない。

5 立会演説会は、演説及び質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散しなければならない。

(個人演説会)

**第45条の2** 個人演説会の開催は、条例第41条に定める期間内に限るものとする。

2 個人演説会の場所は、開催の日時において候補者、推薦届出人、事務長若しくは運動員である者が所属する寺院・教会又はその他選挙管理会が適当と認めた施設に限るものとする。ただし、条例第47条に規定する者が所属する寺院・教会では、個人演説会を開催することができない。

3 候補者又は推薦届出人は、個人演説会を開催しようとするときは、別記様式第17の2による届出書を作成して選挙管理会に届け出るものとする。

4 選挙管理会は、前項の届出があったときはこれを調査し、正当と認めたときは、別記様式第17の3による届済証明書を作成して交付する。

5 候補者は、前項の証明書を個人演説会の場所に掲示しなければならない。

6 個人演説会の開催の日時若しくは場所を変更

するとき又は開催を中止するときは、第4項の証明書を添付して選挙管理会に届け出るものとする。

7 選挙管理会は、前項の変更届を正当と認めたときは、あらかじめ第4項に定める証明書を作成して交付する。

**第45条の3** 個人演説会の司会及び係員は、推薦届出人、事務長又は運動員に限るものとする。

2 質疑応答は、演説が終了した後に行うものとし、演説が終了するまでは、司会者及び係員以外の者は発言することができない。

3 個人演説会は、演説及び質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散しなければならない。

(開催不可能の場合)

**第46条** 災害その他避けられない事故により、立会演説会を開くことができないときは、選挙管理会は、遅滞なく中止若しくは日時又は場所の変更を決定し、速やかにこれを周知させるための適切な措置をしなければならない。

## 第7章 投票

(投票管理者の指定)

**第47条** 選挙管理会は、投票管理者を指定するときは、あらかじめ本人の承諾を求めなければならない。

2 選挙管理会は、投票管理者を指定したときは、その投票区内の組長にこれを通知しなければならない。

3 選挙管理会は、条例第55条第4項による投票管理者の代理人を、あらかじめ指定しておくことができる。

4 条例第112条の規定により再投票を命じたときは、新たに投票管理者を指定するものとする。ただし、前任者を指定することを妨げない。

(投票所)

**第48条** 教務所以外に投票所を設ける場合は、多数の選挙人の投票の利便を考慮して選定しなければならない。ただし、条例第42に定める者の所属する寺院・教会及び条例第44条に定める選挙事務所を設置した場所は避けるよう努めなければならない。

2 教務所以外の投票所においては、投票管理者が必要と認めたときは、条例第57条の規定に準じて2人以内の投票所係員を置き、選挙事務に当たらせることができる。

(投票立会人の指名等)

**第49条** 2人を超える投票立会人を定めた投票所において投票に立会う投票立会人は、投票管理者がこれを指名する。

2 条例第57条第2項に定める投票立会人の補

充は、投票立会人の人数が2人未満になるまでは、これを行わないことができる。

- 3 条例第112条の規定により再投票を行うときは、新たに投票立会人を選定するものとする。ただし、前任者を選定することを妨げない。  
(投票立会人の責務)

**第50条** 投票立会人は、条例に定める職務のほかに、投票管理者とともに投票函の監視に当たるものとする。  
(用紙等の送付)

**第51条** 中央選挙管理委員会は、選挙期日の発令前にあらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵便用封筒を、その目録とともに確実な方法で選挙管理会に送付しなければならない。

- 2 前項の用紙等は、相当数の余分をみて送付しなければならない。

**第52条** 選挙管理会は、前条の用紙等を受領したときは、投票用紙に選挙管理会の印を押印し、その目録を添えて相当数の余分をみて確実な方法で各投票管理者に送付しなければならない。

- 2 投票管理者は、投票用紙を受領したときは、直ちにこれを点検して、選挙の期日まで保管しなければならない。

- 3 投票管理者に送付した用紙等の残余は、選挙管理会が保管する。

**第53条** 削除  
(投票所に用いる名簿)

**第54条** 選挙管理会は、郵便投票を行う選挙人に記号を付した条例第59条の投票用名簿を作成し、少なくとも投票の前日までに投票管理者に確実な方法で、これを送付しなければならない。

- 2 投票用名簿の送付後、選挙人名簿に削除、補正又は訂正の必要が生じたときは、選挙管理会は、遅滞なくその旨を投票管理者に通知し、投票用名簿を訂正させなければならない。  
(投票用紙の点検)

**第55条** 投票管理者は、選挙の当日投票所を開くまでに、投票所の開所時点に立会う投票立会人とともに投票用紙を点検しなければならない。  
(投票函及び特別投票函)

**第56条** 投票函及び特別投票函は、別記様式第18によって調製する。  
(投票函の点検)

**第57条** 投票管理者は、投票開始に先立ち投票所の開所時点に立会う投票立会人とともに投票函が空であることを確認し、その内蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票立会人とともに封印しなければならない。

- 2 投票函は、投票管理者及び投票立会人の監視

することができる位置に置かなければならない。  
(投票記載所の設備)

**第58条** 選挙人が投票用紙に記載するための机については、投票管理者は、その記載が他人から見られたり、不公正な投票が行われないよう配慮して、これを設けなければならない。  
(投票用紙の交付)

**第59条** 投票管理者は、投票立会人とともに投票用名簿と対照して、選挙人本人であることを確認した後、投票用名簿に記号を付して、当該選挙人に投票用紙を交付するものとする。

- 2 投票管理者は、選挙人が本人であることを確認するために、必要な措置を講ずることができる。  
3 投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて選挙人が本人であることを確認したときは、投票用名簿が条例第26条により補正されていなくても投票をさせるものとする。

(名簿の追加登載)

**第60条** 投票管理者は、条例第60条第2項第2号の規定によって投票させるときは、その旨を選挙管理会に通報し許可を受けなければならない。

- 2 条例第60条第2項により投票をさせたときは、投票用名簿の末尾の次にその者の氏名、生年月日、所属の寺院・教会の名称及び所在地並びにその日時及び事由を併せて付さなければならない。

(宣言投票)

**第61条** 条例第61条による宣言は、投票管理者及び投票立会人の面前で、本人が自記して署名押印した文書をもって行うものとする。

- 2 投票管理者は、宣言をした選挙人に投票をさせようとするときは、投票用名簿に宣言投票である旨を記入のうえ、投票用紙を交付するものとする。  
3 宣言書は、投票録に添付しなければならない。  
(仮投票)

**第62条** 投票管理者は、条例第63条第1項による仮投票をさせようとするときは、投票用名簿に仮投票の旨を記入のうえ投票用紙と仮投票の表示をした封筒を交付するものとする。

- 2 条例第63条第1項の申立書は、申立人が氏名、生年月日、身分、所属寺院・教会の名称及び所在地の他、当該選挙において自らが選挙資格を有するという理由を自記して、署名押印するものとする。

- 3 投票申立書は、投票録に添付しなければならない。  
(投票所の出入)

**第63条** 選挙人は、投票所に入ったときは、速やかに投票のしなくてはならない。

2 選挙人は、交付された投票用紙を、投票所の外に持出すことはできない。

3 投票用紙の交付を受けた選挙人は、いまだ投票用紙に何ら記載していないときに限り、投票用紙を投票管理者に預けて投票所を出、後刻再び投票所に入って投票をすることができる。

(投票管理者及び投票立会人の投票)

**第64条** 投票管理者及び投票立会人が投票をするときは、職務に支障をきたさないように、相互に時間を違えて、投票をするものとする。

(投票函の閉鎖)

**第65条** 条例第68条第1項により投票函を閉鎖しようとするときは、投票管理者及び投票所の閉所時点に立会っている投票立会人が投票口を封印し、外蓋を閉じて施錠し、その鍵を封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人が封印するものとする。

2 投票管理者は、前項の封印が終わったときは、直ちに送致に必要な包装をするものとする。

(特別投票函の閉鎖)

**第65条の2** 不在者投票の特別投票函を閉鎖しようとするときは、前条第1項に準じて閉鎖し封印するものとする。

2 郵便投票の特別投票函を閉鎖しようとするときは、投票所を閉じる時刻までに到着した郵便投票を入れた後、前条第1項に準じて閉鎖し封印するものとする。

(投票録)

**第66条** 投票管理者は、別記様式第19によって投票録を作成し、当該選挙によって当選した議員の任期中その写しを保存しなければならない。

(送致の方法)

**第67条** 条例第69条及び第71条による包装した投票函及び投票録等を入れた封筒の送致は、投票管理者又は投票所の閉所時点に立会っている投票立会人が持参するか書留速達の郵便等最善の方途をもってしなければならない。

2 災害その他避けることができない事故のため遅滞なく前項による送致ができないときは、投票管理者は、前項にかかわらず速やかに送致するための適切な措置をしなければならない。

(受領の方法)

**第68条** 投票函及び投票録等を入れた封筒が持参されたときは、選挙管理会は、包装及び封緘を点検しなければならない。

2 前項による点検の結果、投票函及び投票録等を入れた封筒に異状を認めるときは、選挙管理

会は、その旨を記載した文書を作成し、持参人に署名押印させなければならない。

3 投票函及び投票録等を入れた封筒が郵便等により到達したときは、選挙管理会は、包装及び封緘を点検し、異状を認めるときは、郵便局又は運送事業者の証明を求めるものとする。

4 前3項のし終わったときは、選挙管理会は、投票函についてはその包装に、投票録等を入れた封筒にはその表面に、受領の日時を記載し選挙管理会の印を押印するものとする。

(不在者投票者の確認)

**第69条** 選挙管理会は、不在者投票をしようとする者がいるときは、投票用名簿と対照しその本人であることを確かめなければならない。この場合、選挙人名簿の謄本をもって投票用名簿にかえることができる。

2 選挙管理会は、本人であることを確かめるため必要な措置を講ずることができる。

3 選挙管理会は、前2項によってなお本人であるかどうかを確認し難いときは、第61条第1項の規定に準じて宣言をさせなければならない。

(不在者投票のし手続)

**第70条** 選挙管理会は、不在者投票をしようとする者が本人であることを確認したとき及び本人である旨を宣言した場合は、投票用名簿に不在者投票及び宣言の旨を記入し、投票用紙を交付しなければならない。

(不在者投票の通知)

**第71条** 選挙管理会は、不在者投票をした者の氏名を遅滞なくその者の属する投票区の投票管理者に通知しなければならない。

2 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに投票用名簿にその旨を記入しなければならない。

(不在者投票受付簿)

**第72条** 条例第77条第1項の不在者投票受付簿は、別記様式第20によって作成するものとする。

(特別投票函の保管)

**第73条** 特別投票函は、投票に使用するとき以外は、外蓋を閉じて施錠し、これを保管するものとする。

(郵便投票の申請)

**第74条** 条例第81条による郵便投票の申請は、次の各号に掲げる者のほかすることができない。

(1) 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員

(2) 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

(3) 別院条例(1981年条例公示第7号)第

25条に定める別院の列座

(4) 開教条例(1989年条例公示第5号)第10条に定める開教使及び同第13条に定める特派開教使

(5) その他宗務総長の任命により宗務に従事する者であつて、選挙の当日及び不在者投票の期日において自ら投票所に行き投票を、又は教務所に行き不在者投票をできないことが明らかでないもの

(郵便投票の許可)

**第74条の2** 条例第81条による郵便投票許可申請書は、別記様式第21によるものとする。

2 条例第81条の2による郵便投票許可申請書は、別記様式第22によるものとし、郵便投票許可申請書に添付する事実を証明する書類は、公的機関が発行したもの若しくはこれに準ずるものでなければならない。

3 選挙管理会は、郵便による投票を許可したときは、その選挙人に対して別記様式第23による郵便投票許可通知書とともに、条例第83条に基づき投票用紙等を送付しなければならない。

4 選挙管理会は、郵便による投票を許可したときは、選挙人名簿の謄本の当該選挙人の欄に記号を付し、投票管理者に通知するとともに投票用名簿に同様の記号を付するよう指示しなければならない。

**第75条** 削除

(居所を異にする者に対する措置)

**第76条** 所属する寺院又は教会と居所を異にする選挙人に対する条例第83条本文所定の書留郵便が寺院又は教会に送達され、当該寺院又は教会の居住者(住職・教会主管者及びその代務者若しくはその寺院・教会の在住者)がその郵便を受け取った場合は、これが当該選挙人に届けられるよう最善の措置を講じなければならない。

2 前項による当該選挙人が所在不明などのため届けることができない場合は、居住者は、書留郵便にその旨を付記して選挙管理会に返送しなければならない。

3 前項による返送を受けたときは、選挙管理会は、選挙人名簿の謄本にその旨を記入しなければならない。

(郵便投票をするための送達)

**第77条** 選挙人は、郵便投票の郵便用封筒に、ひとつの投票用封筒以外のものを入れてはならない。

2 郵便投票をするための書留郵便は、選挙人1人につき1通としなければならない。

(郵便投票受付簿)

**第78条** 郵便投票受付簿は、別記様式第24によって作成するものとする。

(無効となるべき郵便投票の記録)

**第79条** 選挙管理会は、郵便投票を郵便投票受付簿に記載するとき、条例第86条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する投票については、その旨を併せて記載しなければならない。

2 所定の郵便用封筒を用いないで、かつ投票人の表示のない郵便であつて、開封の結果封緘した所定の投票用封筒又は投票用紙を発見したときは、選挙管理会は、郵便の封筒の表面にその旨を記載して選挙管理会の印を押印して、前項に準じて取り扱うものとする。

3 選挙録作成後到着した郵便投票は、条例第86条第3項の規定に準じて保存するものとする。

**第80条** 削除

(発信人不分明の郵便投票)

**第81条** 郵便投票であつて発信人の氏名の同じであるものが2以上あつたときは、条例第86条第1項第5号に該当するものとする。ひとつの郵便用封筒の裏面に2人以上の氏名が記載されている場合もまた同様である。

**第82条** 削除

**第83条** 削除

(投票用紙及び封筒)

**第84条** 投票用紙、郵便用封筒及び投票用封筒は、それぞれ別記様式第25から第27までによって中央選挙管理委員会が調製する。

## 第8章 開票及び当選人の決定

(開票の制約)

**第85条** 開票の開始後、条例第94条第2項所定の出席者に欠員が生じたときは、その定数に達するまで開票を中止しなければならない。

(開票の期日の変更)

**第86条** 条例第87条の規定により再投票を行う場合は、その投票の期日から3日以内に開票するものとし、選挙管理会は、その投票の期日から数えて前6日までに、これを告示しなければならない。

**第87条** 削除

(開票所出入者)

**第88条** 選挙管理会の会長、委員、選挙管理事務長及び開票参観者並びに開票所の事務に従事する者でなければ、開票所に入ることができない。

2 開票参観者は、開票が終わったときは、直ちに開票所から退出しなければならない。

(開票所の秩序)

**第89条** 開票所において、開票事務に支障を及ぼ

す言動をする者があるときは、選挙管理会は、条例第67条の規定により対応することができる。  
(開票の延長)

**第90条** 選挙管理会は、開票が所定の期日に終了しないときは、翌日に延長することができる。

2 開票を中断するときは、開票を終わった投票と終わらない投票とを区別して、それぞれ函に入れて選挙管理会の会長と委員全員及び選挙管理事務長が封印して保管しなければならない。

3 条例第112条の規定による投票区の再投票又は条例第112条の2の規定による全ての投票区の再投票を行うときは、開票を停止するものとする。この場合において、選挙管理会は開票を再開する日時を定め、再投票の日から数えて前6日までに告示しなければならない。

(開票所の変更)

**第91条** 開票の当日に突発した災害その他避けられない事故のため、開票を開始し又は続行することができないときは、選挙管理会は、他に開票所を設けることができる。

2 前項の災害等が開票の途中で発生したときは、前条第2項を適用する。

**第92条** 削除  
(点検)

**第93条** 条例第96条による点検は、投票函については、破損、施錠、封印の状態及びその鍵を入れた封筒の破損及び封印の状態、投票録については、記載及び署名押印の状態、投票用名簿については、記入及び記号の状態について、それぞれ調査するとともに、残余の投票用紙の数についても確認しなければならない。

2 前項の点検の結果、選挙又は投票を無効と判定した投票区の投票函及び投票録は、そのまま別に保管しなければならない。

**第94条** 条例第97条第1項による投票録の点検は、条例第60条第1項に該当する者に投票をさせたかどうか、その者が同条第2項に該当するかどうか、条例第63条による仮投票をさせたかどうか、条例第65条に該当する者に同条の定によらないで投票をさせたかどうかについて、それぞれ投票用名簿と対照して行うものとする。

2 前項の点検には、不在者投票をした者に更に投票をさせたかどうか、郵便投票をしなければならない者に投票をさせたかどうかを、併せて点検しなければならない。

3 前項による点検において、不在者投票をした者及び郵便投票をしなければならない者が投票をしたことを発見したときは、その投票が仮投

票であるときは、条例第97条第3項及び第4項の規定に準じて処置し、仮投票でないときは、条例第60条第1項の規定に該当するものとみなして処置するものとする。

4 第1項による点検において、仮投票でない投票をさせなければならない者に仮投票をさせた投票は、有効とする。

**第95条** 条例第97条第3項による仮投票の封筒の点検は、投票用名簿及び投票録と対照し、条例第60条、第63条及び第65条の規定に違反するかどうかを決定するものとする。

2 条例第63条第2項による通報を受けたときは、選挙管理会は、開票日時までに当該仮投票の申立について調査し、その効力について判定しなければならない。

**第96条** 削除

**第97条** 条例第99条第1項及び第100条第1項による点検は、この達令第93条第1項に準じて行うものとする。

**第98条** 条例第99条第1項の規定による点検において、特別投票函に異状のある場合は、条例第99条から第102条までに定める開票手続をすることができない。ただし、不在者投票受付簿の異状については、不在者投票の効力に甚だしく支障のない限り条例第99条以下の手続に移ることができる。

**第99条** 条例第100条第1項の規定による点検の結果異状を認めた場合において、郵便投票の効力に甚だしく支障のない限り同条第2項以下の手続に移ることができる。

(郵便用封筒の開封)

**第100条** 選挙管理会は、郵便用封筒を開封した結果、投票用封筒に入れなかった投票用紙が封入されていたとき又は投票用封筒のほかにも他のものが封入されていたとき若しくは所定の投票用封筒以外の封筒が封入されていたときは、条例第97条第3項及び第4項の規定に準じて処理しなければならない。

2 郵便用封筒の中に投票用封筒及び投票用紙のいずれかが封入されていないときは、これを投票として取り扱わないで、郵便投票受付簿及び封筒の表面にその旨を記載して、そのまま別に保管しなければならない。

**第101条** 削除

**第102条** 削除

**第103条** 条例第101条の規定により投票用封筒を開封した結果、投票用紙1枚のほかにも他のものが封入されていたときは、条例第102条の規定によりその投票の効力を判定し、投票

用紙が入っていなかったときは、条例第103条第1号に該当するものとみなす。

**第104条** 同一の氏名、若しくは同一の氏又は名の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、その投票総数を各候補者の有効投票数で按分した数を有効投票数として、各候補者に加算するものとする。

**第105条** 削除

**第106条** 削除

(選挙の公正の保持)

**第107条** 選挙管理会は、その職務の執行につき選挙の公正を保つため必要と認めるときは、条例及び条規に定めない場合であっても、選挙の効力を判定しなければならない。

(得票の計算)

**第108条** 選挙管理会は、有効と判定した投票について、票ごとに候補者の氏名を朗読させ、候補者ごとに得票数を計算して、更に確認しなければならない。

2 選挙管理会は、前項の計算を終わったときは、各候補者について、有効得票の最多数を得たものからその氏名及び得票数を朗読させなければならない。

(算入しない投票)

**第109条** 第94条第3項及び第100条第1項及び第2項において投票として取り扱わないと定めたものは、条例第104条第2項に掲げる投票の総数に算入しないものとする。

(当選の失効)

**第110条** 条例第105条の推薦届出人又は事務長の懲戒による当選人の失格は、判定の確定の日とする。

(選挙録)

**第111条** 選挙録は、別記様式第28によって作成するものとする。

(当選証書)

**第112条** 当選証書は、別記様式第29によって作成する。

(投票として取り扱わない投票用紙の保存)

**第113条** 選挙管理会は、条例第97条第3項及び第98条第1項後段の規定により投票として取り扱わない投票用紙等は、その理由を封筒の表面に記載して、条例第110条に定める文書に準じて保存しなければならない。この達令第94条第3項及び第100条第1項及び第2項において、受理しないと定めたものについてもまた同様とする。

(選挙又は投票が無効となった投票区の投票函の処置)

**第114条** 選挙管理会は、条例第96条の規定により選挙又は投票が無効と判定した投票区の投票函を、他の投票区の開票がすべて終わった後開函し、投票録と対照して投票の数を点検し、その記録を作成して、選挙管理会の会長、委員及び選挙管理事務長が連署したうえ、投票用紙等と投票録とを一緒に包装して、全員が封印して、選挙管理事務長にこれを保管させなければならない。

(投票の保存方法)

**第115条** 選挙管理会は、選挙録の作成が終わったときは、条例第110条の規定により保存する投票用紙等とこの達令第113条の規定により保存する投票用紙等を、別に包装し、その表面に種別を記載し、選挙管理会の会長、委員及び選挙管理事務長とともに封印して、選挙管理事務長にこれを保管させなければならない。

2 前条及び前項の規定により封印した包装は、特に定められた規則による場合のほか開封することが出来ない。

(再投票)

**第116条** 条例第112条の規定による投票区の再投票は、開票の日又は異議の判定のあった日から10日以内に行うものとする。この場合、選挙管理会は、投票期日を定め、その期日から数えて前8日までに投票管理者に対しこれを発令し、速やかに投票区内に告知させるとともに、この旨を告示し併せて中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 条例第112条の2の規定による全ての投票区の再投票は、中央選挙管理委員会から命じられた日から20日以内に行うものとする。この場合、選挙管理会は、投票期日を定め、その期日から数えて前8日までに全ての投票管理者に対しこれを発令し、速やかに全ての投票区内に告知させるとともに、この旨を告示しなければならない。

3 第19条第1項ただし書の規定により選挙人名簿の謄本から削除しなかった者がある場合、選挙管理会は投票期日を定めたときは、直ちに選挙人名簿の謄本からこれを削除し、その日時及び事由を記載しなければならない。

4 前項の場合、選挙管理会は中央選挙管理委員会に通報するものとする。

**附 則**

この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則** (1994年6月28日達令公示第4号)

この達令は、1994年9月1日から施行する。

**附 則** (1995年6月22日達令公示第7号)



この達令は、1995年7月1日から施行する。

附 則 (1997年6月13日達令公示第4号)

この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則 (2001年6月29日達令公示第2号)

この達令は、2001年7月1日から施行する。

附 則 (2004年6月28日達令公示第2号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2005年6月28日達令公示第1号)

この達令は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2005年8月1日達令公示第13号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2007年10月18日達令公示第8号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2009年6月29日達令公示第5号)

この達令は、2009年7月1日から施行する。

附 則 (2011年7月1日達令公示第5号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2013年6月28日達令公示第1号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2016年6月24日達令公示第1号)

この達令は、2017年7月1日から施行する。

附 則 (2018年6月25日達令公示第1号) 抄

この達令は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日達令公示第8号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行規

様式第1 (有権者名簿)

宗議会議員選挙 有権者名簿

訂正	氏名	生年月日	寺院教会の名称	所在地	備考

表紙

選挙区  
宗議会議員選挙 有権者名簿

〇〇〇〇年7月1日現在

巻末の記載

(原本の場合)  
これは、宗議会議員選挙における有権者名簿の原本である。

〇〇〇〇年7月1日

中央選挙管理委員会 印

---

(謄本の場合)  
この謄本は、宗議会議員選挙における有権者名簿の原本と相違ないことを認証する。

〇〇〇〇年7月1日

中央選挙管理委員会 印

様式第2 (有権者明細書)

宗議会議員選挙 有権者明細書

(〇〇〇〇年7月1日現在)

(寺院・教会の所在地)

寺・教会  
( 教区 組)

貴寺院・教会における有権者は、以下のとおりです。

氏名	生年月日

様式第3 (選挙人名簿)

宗議会議員選挙 選挙人名簿

訂正	記号	氏名	生年月日	寺院教会の名称	所在地	備考

表紙

選挙区 ( 組)  
宗議会議員選挙 選挙人名簿

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在

巻末の記載

(原本の場合)  
これは、宗議会議員選挙における選挙人名簿の原本である。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

中央選挙管理委員会 印

---

(謄本の場合)  
この謄本は、宗議会議員選挙における選挙人名簿の原本と相違ないことを認証する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

中央選挙管理委員会 印

様式第3の2 (選挙人名簿情報申請書)

選挙区選挙管理会御中

年 月 日

宗議会議員候補者  
住所  
氏名

印

選挙人名簿情報申請書

このたび、 年 月 日施行の宗議会議員選挙における選挙運動のために、選挙人名簿の情報を提供くださるよう申請します。  
なお、提供いただきます情報の使用にあたっては、下記の誓約事項を遵守いたします。

記

誓約事項

- (1) 提供された情報は、このたびの宗議会議員選挙の選挙運動のみに使用いたします。
- (2) 提供された情報は、選挙が終了した後は、直ちに返却するか又は焼却・シュレッダー等の安全な方法で廃棄いたします。
- (3) 万一、故意又は過失によって真宗大谷派及び第三者に損害を及ぼしたときは、直ちにその弁済の責を負います。

以上

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行規

様式第4 (候補者の届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

氏名 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、下記により候補者の届出をします。

記

1 候補者 (ふりがな)

2 住 所

3 所 属 教区 組 寺・教会

4 生年月日 年 月 日生

5 被選挙資格の区分 宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号

添付書類

1 供託書 1部

2 被選挙資格同意書 (宗議会議員選挙条例第2条第1項第3号に該当する者のみ) 1部

以上

様式第5 (候補者の推薦届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

住所 教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

推薦届出人 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 推 薦 届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、下記の者を宗議会議員候補者として推薦の届出をします。

記

1 候補者 (ふりがな)

2 住 所

3 所 属 教区 組 寺・教会

4 生年月日 年 月 日生

5 被選挙資格の区分 宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号

添付書類

1 本人の承諾書 1部

2 供託書 1部

3 被選挙資格同意書 (宗議会議員選挙条例第2条第1項第3号に該当する者を候補者とする場合のみ) 1部

以上

様式第6 (候補者推薦届出の承諾書)

年 月 日

推薦者 殿 教区 組 寺・教会

氏名 ㊟

被選挙資格の区分 (宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号)

候補者推薦届出承諾書

年 月 日施行の宗議会議員選挙における候補者となることを承諾します。

以上

様式第7 (候補者辞退の届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

宗議会議員候補者 氏名 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 辞 退 届

このたび、下記により辞退の届出をします。

記

1 事 由

添付書類 (推薦届出の場合)

1 宗議会議員候補者辞退同意書 1部

以上

様式第8 (候補者辞退の同意書)

宗議会議員候補者 年 月 日

殿

推薦届出人 氏名 ㊟

宗 議 会 議 員 候 補 者 辞 退 同 意 書

宗議会議員候補者を辞退することに同意します。

以上

様式第9 (供託書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

供 託 書

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、宗議会議員選挙条例第40条第1項により下記金員を供託します。

なお、同条第3項本文及び同施行条規第34条に該当する場合には、この金員が真宗大谷派に帰属することを承諾します。

記

1 供託金 金300,000円也

以上

様式第10 (供託金預証)

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人 年 月 日

殿

選挙区選挙管理会 印

供 託 金 預 証

宗議会議員選挙条例第40条第1項の規定による供託金として、下記のとおり預かりました。

記

1 金 額 金300,000円也

2 条 件 (1) 供託金には利子を付しません。

(2) 供託金は、宗議会議員選挙条例第40条第2項の規定によりこの預証と引換に返還します。

(3) 同条第3項本文及び同施行条規第34条に該当する場合は、この金員は真宗大谷派に帰属するものとし、本証は無効とします。

以上

様式第11 (選挙事務長選任〔異動〕届出書)

選挙区選挙管理会御中 年 月 日

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙事務長 氏名 ㊟

選 挙 事 務 長 選 任 ( 異 動 ) 届

このたび、下記のとおり選任 (異動) しましたから届出をします。

記

1 就 任 者

(1) 氏 名

(2) 所 属 教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

(3) 就 任 日 年 月 日

2 退(解)任者

(1) 氏 名

(2) 退(解)任日 年 月 日

以上

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第12 (選挙事務長就任届)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙事務長就任届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙において自ら選挙事務長となることを届出ます。

以上

様式第13 (運動員選任〔異動〕の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙運動員選任 (異動) 届

このたび、下記のとおり選任 (異動) しましたから承諾書を添えて届出をします。

記

項目	就任者	項目	退(解)任者
氏名		氏名	
就任日	年 月 日	就任日	年 月 日
所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒	所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒
氏名		氏名	
就任日	年 月 日	就任日	年 月 日
所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒	所属	組 寺・教会 住職・教会主管者・代務者 前住職・前教会主管者・衆徒

以上

様式第14 (運動員の承諾書)

年 月 日

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

殿

教区 組 寺・教会  
(住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

氏名 ㊟

選挙運動員承諾書

年 月 日施行の宗議会議員選挙における候補者の選挙運動員となることを承諾いたします。

以上

様式第15 (届済証明書)

選挙事務長・選挙運動員届済証明書

1 氏名

2 所属 教区 組 寺・教会  
(住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒)

3 宗議会議員候補者 選挙事務長・選挙運動員

4 届出受付日時 年 月 日 時

上記のとおり届出のあったことを証明する。

年 月 日

選挙区選挙管理会 印

様式第16 (選挙事務所設置〔変更〕の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人

氏名 ㊟

選挙事務所設置 (変更) 届

このたび、下記のとおり選挙事務所を設置 (変更) しましたから届出をします。

記

項目	新	項目	旧
所在地		所在地	
設置日	年 月 日	廃止日	年 月 日
所在地		所在地	
設置日	年 月 日	廃止日	年 月 日

以上

様式第17 (選挙公報)

選挙区宗議会議員選挙公報	選挙区選挙管理会
(原稿の記載は、その受理の順とし、字数にかかわらず面積を同一にする。ただし、字数は候補者の告示事項に相当する部分を除き1,000字以内とする。)	
(組み方及び片・両面刷等随意)	
(期間内に未提出の者の記載の様式)	
1 候補者	
2 所属 組 寺・教会	
3 所在地	
4 被選挙資格の区分 宗議会議員選挙条例第2条第1項第 号	

告 知 事 項

1 選挙発令の告示
2 選出すべき議員の定数
3 候補者の告示
4 開票日時の告示及び場所
5 投票区の名称・地区・投票管理者の氏名及び投票所の所在地
6 その他選挙管理会が必要と認めた事項

附記 ただし、縦書きによる形式を用いてもよい。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第17の2 (個人演説会開催〔変更・中止〕の届出書)

年 月 日

選挙区選挙管理会御中

宗議会議員候補者 ( ) 推薦届出人  
氏名 ㊟

個人演説会開催 (変更・中止) 届

このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、下記のとおり個人演説会の開催 (変更・中止) について届出をします。

記

No.	区分	日時	場所
1	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
2	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
3	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
4	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)
5	新規 変更 中止	年 日 日 時 分～ 時 分	(名称) (住所)

以上

註) 1 区分は、○で囲むこと。  
2 変更の場合は、変更後の日時及び場所を記載し、変更前の個人演説会の届済証明書を添付すること。  
3 中止の場合は、中止する個人演説会の日時及び場所を記載し、当該個人演説会の届済証明書を添付すること。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第17の3 (個人演説会の開催届済証明書)

個人演説会開催届済証明書

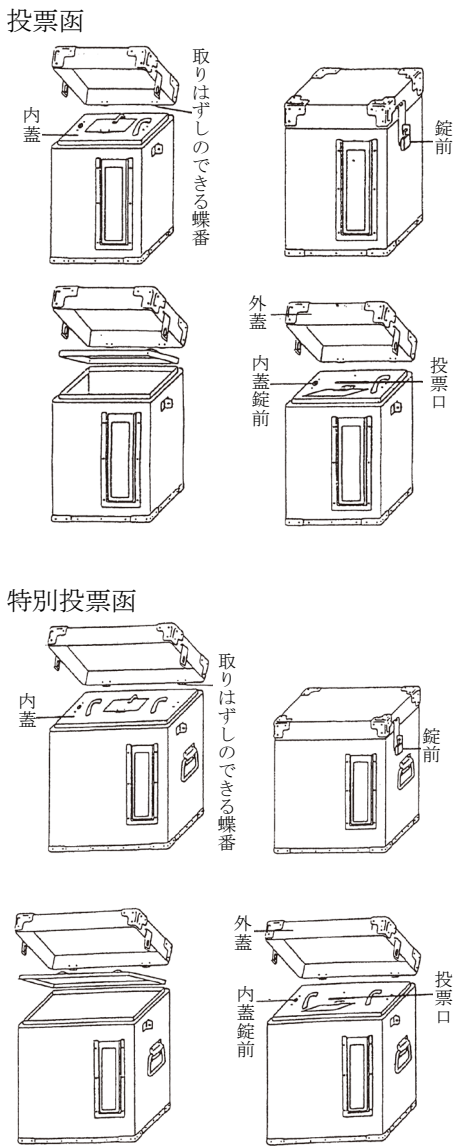
1 候補者氏名  
2 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで  
3 場 所  
4 開催回数 / 5回目 (5回まで開催可)  
5 届 出 日 年 月 日

上記のとおり、届出のあったことを証明する。  
なお、個人演説会の開催にあたっては、下記の事項に留意すること。  
①演説は、候補者本人に限るものとする  
ただし、宗議会議員選挙条例第42条に定める選挙運動者に代理させてもよい  
②司会・係員は、推薦届出人、事務長又は運動員に限るものとする  
③個人演説会の場所に、本証明書を掲示すること

年 月 日

選挙区選挙管理会 印

様式第18 (投票函及び特別投票函)



(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第19 (投票録)

選挙区	投票区投票録
1 投票の日時 2 投票所の所在地 3 選挙人の総数 (1) 投票所に行き投票をすべき者の数 (2) 郵便による投票をすべき者の数 4 投票をした者の総数 (1) 不在者投票をした者の数 (2) 当日投票所に行き投票をした者の数 イ 宣言投票をした者の数と氏名 ロ 裁決書を示して投票をした者の数と氏名 ハ 選挙資格を有すると申し立て投票した者の数と氏名 ニ 仮投票をした者の数と氏名及び事由 5 投票用紙の受領数及びその残余数 6 投票に関する投票管理者及び投票立会人の意見 7 前各号のほか投票管理者が必要と認めた事項 年 月 日	
投票管理者	氏 名 ㊟
投票立会人	氏 名 ㊟
同	氏 名 ㊟

註) 1 記載事項の末尾には「以下空白」と、記載事項のないときは「空白」と記載すること。  
 2 用紙が何枚にもなるときは、各紙に投票管理者及び投票所の閉所時点で立会っている投票立会人全員の継印をすること。  
 3 訂正を行ったときは、上部余白にその旨を記載し、投票管理者及び投票所の閉所時点で立会っている投票立会人全員の押印をすること。

様式第20 (不在者投票受付簿)

受付番号	受付日時	氏名	所属寺院又は教会	組	投票区	立会人押印	備考

(条例第77条第3項による末尾記載事項)  
 年 月 日閉鎖  
 選挙区選挙管理事務長  
 職印

註) 選挙管理事務長が教務所長でなくて他の宗務役員である場合は、その役職を肩書とし自印を押印するものとする。

様式第21 (条例第81条による郵便投票許可申請書)

選挙区選挙管理会御中	年 月 日
教区 組 寺・教会 (住職・教会主管者・代務者・前住職・前教会主管者・衆徒 氏名 ㊟	
郵便投票許可申請書	
このたび、年 月 日施行の宗議会議員選挙にあたり、下記により郵便投票を行うことを許可くださるよう、宗議会議員選挙条例第81条により申請します。	
記	
1 現住所 (送付先)	
2 宗務上の役職	
3 所属投票区	選挙区 投票区
4 事由	
以上	

註) 事由については選挙の当日投票及び不在者投票ともにし難い事項について詳しく記載のこと。例えば、勤務地から投票所が遠隔である場合、投票のためご利用しなければならぬ交通機関の名称、乗車駅名、所要時間も併せて記載のこと。

様式第22 (条例第81条の2による郵便投票許可申請書)

選挙区選挙管理会御中	年 月 日
教区 組 寺・教会 (投票区) 申請人氏名 ㊟ (申請人が所属する寺院・教会の) 住職・教会主管者 (代務者) 氏名 ㊟	
郵便投票許可申請書	
下記事由により、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、宗議会議員選挙条例第81条の2の規定に基づき郵便投票を許可くださるよう申請します。	
記	
1 事由	
2 申請人の居所 (送付先)	
添付書類	
1 公的医療機関又はこれに準ずる施設の医師の診断書 (身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証の写しでも可)	
以上	

様式第23 (郵便投票の許可通知書)

許可第 号 年 月 日
殿
選挙区選挙管理会 印
郵便投票許可通知書
貴殿は、年 月 日施行の宗議会議員選挙において、郵便投票を行うことを許可されたので通知します。
以上

様式第24 (郵便投票受付簿)

受付番号	受付日時	発信人氏名	所属寺院又は教会	組	投票区	選挙管理事務長押印	備考

(条例第85条第3項による末尾記載事項)  
 年 月 日閉鎖  
 選挙区選挙管理事務長  
 職印

註) 選挙管理事務長が教務所長でなくて他の宗務役員である場合は、その役職を肩書とし自印を押印するものとする。

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第25 (投票用紙)

宗議会議員選挙投票  年 月 日  管 理 会 印	候補者の氏名	一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと 二 候補者でない者の氏名は書かないこと	注 意

様式第26 (郵便用封筒)

住所  年 月 日 組  寺 教 会  氏 名	住所 真宗大谷派 選挙区選挙管理会御中 教務所内 書 留 投票入
---	---

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

様式第27 (投票用封筒)

投票用封筒

様式第28 (選挙録)

選挙区宗議会議員選挙録			
1	選挙の日時		
2	開票の日時及び開票所		
3	開票所の開閉の時刻		
4	選挙人の総数		
	(1) 投票所に行き投票すべき者の数		
	(2) 郵便による投票をすべき者の数		
5	投票をした者の総数		
	(1) 投票所に行き投票をした者の数		
	イ 不在者投票をした者の数		
	(イ) 宣言投票をした者の数		
	(ロ) 裁決書を示して投票をした者の数		
	(ハ) 選挙資格を有すると申し立て投票した者の数		
	(ニ) 仮投票をした者の数		
	ロ 当日投票をした者の数		
	(イ) 宣言を投票をした者の数		
	(ロ) 裁決書を示して投票をした者の数		
	(ハ) 選挙資格を有すると申し立て投票した者の数		
	(ニ) 仮投票をした者の数		
	(2) 郵便による投票をした者の数		
6	投票として取り扱わないと決定した者の数		
	(1) 条例第97条第3項の規定によるもの		
	(2) 条例第98条第1項後段の規定によるもの		
	(3) 条規第94条第3項の規定によるもの		
	(4) 条規第100条第2項の規定によるもの		
7	投票の総数 (前号のものを含まない)		
8	無効投票の数		
	(1) 無効郵便投票		
	イ 締切後到着したもの		
	ロ 所定の封筒を用いないもの		
	ハ 書留郵便によらないもの		
	ニ 発信人の氏名のないもの		
	ホ 発信人の氏名の判明し難いもの		
	(2) 無効投票		
	イ 所定の投票用紙を用いないもの		
	ロ 候補者でない氏名を記載したもの		
	ハ 2人以上の候補者の氏名を記載したもの		
	ニ 氏名のほか他のことを記載したもの		
	ホ 候補者の氏名を記載しないもの		
	ヘ 候補者の何人か確認し難いもの		
9	有効投票の数		
10	得票順による議員候補者の氏名及び得票数		
11	当選人の氏名及び所属の組、寺院・教会の名称		
12	選挙係の氏名		
13	前各号のほか選挙管理会が必要と認めた事項		
14	開票に関する選挙管理会長、選挙管理委員及び選挙管理事務長の意見		
	年 月 日		
	選挙区選挙管理会長 氏 名 (印)		
	選挙区選挙管理委員 氏 名 (印)		
	同 氏 名 (印)		
	同 氏 名 (印)		
	選挙区選挙管理事務長 氏 名 (印)		

(第四編) 宗議会議員選挙条例施行条規

註) 1 記載事項の末尾には「以下空白」と、記載事項のないときは「空白」と記載すること。  
 2 用紙が何枚かになるときは、各紙に選挙管理会長、管理委員全員及び選挙管理事務長の継印をすること。  
 3 訂正を行ったときは、上部余白にその旨を記載し、選挙管理会長、管理委員全員及び選挙管理事務長の押印をすること。

様式第29 (当選証書)

宗議会議員当選証書  選挙区選挙管理会 年 月 日 選挙区選挙管理会 管 理 会 印	右は、年 月 日 選挙区で宗議会議員に 当選したことを証する。  教 区 組 寺・教会 氏 名
--	---

## 参議会議員選挙条例

（1982年3月8日条例公示第3号）

- 改正 ①1986年3月11日条例公示3  
②1991年6月29日条例公示8  
③2020年6月25日条例公示1  
④2022年6月28日条例公示1  
⑤2023年6月30日条例公示1

（目的）

**第1条** この条例は、真宗大谷派宗憲（以下「宗憲」という。）第23条第2項の規定により、参議会議員（以下「議員」という。）の定数及び選挙の方法に関する事項を定めることを目的とする。

（議員の定数）

**第2条** 議員の定数は、65人とする。

（選挙資格及び被選挙資格）

**第3条** 教区門徒会員（以下「会員」という。）は、在任する選挙区において、選挙資格及び被選挙資格を有する。

（選挙区）

**第4条** 選挙は、選挙区ごとに行う。

2 選挙区の数、名称、区域及び各選挙区において選挙する議員の数は、別表で定める。

（通常選挙）

**第5条** 議員の任期満了による通常選挙は、議員の任期が終わる日の5日前までに、期日を定めて行う。

（補欠選挙）

**第6条** 議員に欠員ができたときは、欠員のできた日から40日以内に補欠選挙を行う。ただし、議員の任期満了前の宗憲第26条第1項による参議会が終わった後は、欠員15人に達するまでは、補欠選挙を行わない。

（再選挙）

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、更に選挙を行う。

- (1) 当選人のないとき又は当選人が当該選挙区において選挙すべき議員の数に達しないとき。
- (2) 当選人が議員に就任するまでの間に、被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき。

（教区門徒会の招集）

**第8条** 選挙は、教区門徒会（以下「門徒会」という。）で行う。

2 前項の門徒会の招集は、教務所長が期日を定めて、教区制（1991年条例公示第8号。以下同じ。）第14条ただし書の規定にかかわらず、少なくとも10日前にこれを発令しなければ

ならない。

3 前条第1号による選挙は、新たに門徒会を招集することなく、当該門徒会において直ちに行う。

4 前条第2号による選挙を行うべき門徒会の招集の発令は、その選挙を行うべき事由の生じた日から数えて少なくとも3日を経て行うものとする。

（定足数）

**第9条** 選挙を行うべき門徒会は、会員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き選挙することができない。

2 会員は、前項の門徒会に欠席しても被選挙資格を失わない。

（選挙人）

**第10条** 前2条による門徒会に出席した会員を選挙人という。

（選挙不能の処置）

**第11条** 門徒会の定足数の欠缺等によって選挙を行うことができないときは、教務所長は、その旨を宗務総長に報告し、改めて門徒会を招集しなければならない。

2 前項の門徒会の招集は、第8条第2項の期間を3日までに短縮することができる。

（選挙の方法）

**第12条** 選挙は、投票によって行う。

2 投票は、当該選挙区において選挙する議員の数の被選挙資格を有する者の氏名を、選挙人が投票用紙に自ら記載して投票箱に投入する。

3 投票用紙には、前項の氏名のほか他の事項を記載してはならない。

（選挙管理者・選挙立会人）

**第13条** 選挙管理者は、当該教区の教務所長をこれに充てる。

2 選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人2人を指名するものとする。

3 選挙立会人は、投票及び開票の状況を監督するものとし、当選人が確定するまでその任に当る。

（開票）

**第14条** 投票が終了したときは、選挙管理者が、直ちに開票し、1票ごとにその効力を判定しなければならない。

（無効投票）

**第15条** 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの。

(2) 被選挙資格を有する者の氏名を1人も記載しないもの。

(3) 当該選挙区において選挙すべき議員の数を超える数の被選挙資格を有する者の氏名を記

載したもの。

(4) 被選挙資格のない者の氏名を記載したもの。  
(投票の効力の判定)

**第16条** 投票の効力について疑義のある投票は、選挙管理者が、選挙立会人にはかつてその効力を決定する。  
(当選人の決定)

**第17条** 選挙管理者は、有効得票数を計算し、その最多数を得た者から当選人を定める。  
2 有効得票数が同じであって当選人を決定し難いときは、選挙管理者が、抽せんにより当選人を定める。  
3 抽せんの方法は、選挙管理者が定める。  
(選挙方法の変更の決定)

**第18条** 門徒会は、投票によらないで議員の選挙を行うことができる。この場合、投票によらないことの決定及び選挙の方法の決定は、選挙人の全員の賛成を要する。  
(当選人の確定)

**第19条** 当選人が定まったときは、選挙管理者が当選人に対し選挙の結果を通知し、当選の可否を照会しなければならない。  
2 当選人が当選を受諾したときは、当選が確定する。  
3 当選人が当選を辞退したときは、更に選挙を行う。ただし、投票により選挙した場合であって、当選人に次ぐ有効得票数を得た者がいるときは、これを当選人とする。この場合、有効得票数が同じであって、補充すべき当選人を決定し難いときは、第17条第2項及び第3項の規定によりこれを決定する。  
(門徒会役員の辞職)

**第20条** 当選人が教区制第59条に規定する役員であるときは、直ちにその職を辞さなければならない。  
(門徒会の閉会)

**第21条** 選挙を行うべき門徒会は、当選人が確定するまで閉会することができない。  
(当選人の告示)

**第22条** 教務所長は、当選人が確定したときは、直ちにその氏名、住所及び所属寺を告示し、併せて宗務総長に報告しなければならない。  
(当選証書の交付)

**第23条** 教務所長は、当選人が確定したときは、当選人に当選証書を交付する。  
(選挙録)

**第24条** 教務所長は、選挙録正副2通を作成し、選挙立会人とともに署名押印し、その副本を宗務総長に送付しなければならない。

2 選挙録には、選挙の日時、場所、方法並びに当選人の氏名、住所及び所属寺、その他必要な事項を記載する。  
(被選挙資格に関する特例)

**第25条** 議員は、その任期中会員の任期が満了しても、議員の地位を失わない。

**附 則**

1 この条例は、1982年3月10日から施行する。

2 この条例によりはじめて選挙された参議会議員の任期は、1982年5月10日から起算する。

**附 則** (1986年3月11日条例公示第3号)  
この条例は、公示の日から施行する。

**附 則** (1991年6月29日条例公示第8号) 抄  
この条例は、1991年7月1日から施行する。

**附 則** (2020年6月25日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2020年7月1日から施行する。

**附 則** (2022年6月28日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2022年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日条例公示第1号) 抄  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

**別表 (第4条)**

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
北海道	北海道教区	4人
東北	東北教区	3人
東京	東京教区	3人
新潟	新潟教区	5人
富山	富山教区	5人
能登	能登教区	3人
金沢	金沢教区	3人
小松大聖寺	小松大聖寺教区	2人
福井	福井教区	2人
岐阜高山	岐阜高山教区	3人
大垣	大垣教区	3人
岡崎	岡崎教区	3人
名古屋	名古屋教区	5人
三重	三重教区	1人
長浜	長浜教区	2人
京都	京都教区	4人
大阪	大阪教区	4人
山陽	山陽教区	2人
四国	四国教区	1人
九州	九州教区	7人